

中泊町過疎地域持続的発展計画

<令和3年度～令和7年度>

(第1回変更 令和4年5月)

青森県北津軽郡中泊町

目 次

1 基本的な事項	1
(1)町の概況	1
ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件	
イ 過疎の状況	
ウ 社会的・経済的発展方向	
(2)人口及び産業の推移と動向.....	5
ア 人口の推移と動向	
イ 産業の推移と動向	
(3)行財政の状況	8
ア 行政	
イ 財政	
ウ 施設整備水準	
(4)地域の持続的発展の基本方針.....	12
(5)地域の持続的発展のための基本目標.....	13
(6)計画達成状況の評価に関する事項.....	13
(7)計画期間.....	14
(8)公共施設等総合管理計画等との整合	14
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
ア 移住・定住・地域間交流の促進	
イ 人材育成	
3 産業の振興	20
ア 農業	
イ 林業	
ウ 水産業	
エ 商工業	
オ 観光・レクリエーション	
4 地域における情報化	36
5 交通施策の整備、交通手段の確保	37
ア 国道及び県道	
イ 町道	
ウ 農道及び林道	
エ 交通の確保	

6	生活環境の整備	42
	ア 水道施設	
	イ 下水道・下水路	
	ウ 消防救急施設	
	エ 防災	
	オ 公営住宅	
	カ ごみ処理及びし尿処理	
	キ 火葬場	
	ク その他	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	48
	ア 児童福祉・子育て支援	
	イ 高齢者福祉	
	ウ 障がい者(児)福祉	
	エ 保健衛生	
8	医療の確保	54
9	教育の振興	56
	ア 生涯学習	
	イ 幼児教育	
	ウ 小・中学校教育	
	エ 社会教育	
10	集落の整備	62
11	地域文化の振興等	63
12	再生可能エネルギーの利用の推進	66
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	67
	事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	68

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件

①位置と地勢

本町は、津軽半島の中央部を走る津軽山地（通称中山山脈）の西側に位置し、五所川原市（旧市浦村）をまたぐ飛び地となっており、総面積が216.34km²となっている。

中里地域は、東に東津軽郡蓬田村と外ヶ浜町（旧蟹田町）、西はつがる市（旧車力村、旧稲垣村）、南は五所川原市（旧金木町）、北は五所川原市（旧市浦村）と接しており、東西13km、南北21km、面積が151.63km²となっている。面積の約6割が山地で、約3割が平地であり、袴腰岳（標高628m）をはじめとする山地は、スギ・ヒバなどの針葉樹林を中心とした国有林となっている。南西部には、白神山地に端を発して津軽平野を縦断する岩木川が流れ、いくつかの支流を集めて汽水湖の十三湖に注いでいる。河口付近の平野地帯は地下水位の極めて高い低湿地で、稲作などに適した肥沃な土壌になっている。集落は津軽中里駅周辺、国道339号沿い、河川沿いなど、山裾から低地にかけて形成されており、山裾の集落付近には数多くのため池が所在する。

小泊地域は、東に東津軽郡外ヶ浜町（旧三厩村）、南は五所川原市（旧市浦村）と接し、西は日本海を望み、北は北海道渡島半島に対峙しており、東西13km、南北16km、面積が64.71km²となっている。面積のほとんどが山地丘陵地で、平地は非常に少ない。西南部に伸びた小泊岬は「権現崎」と称され、標高229mの尾崎山がある。西側の日本海沿岸は海蝕崖となって海に迫り、東部の町境線は標高586mの矢形石山をはじめとした400～500mの峰が走り、その峰までの間はおおむね10～30度の傾斜をもつ国有林地帯となっている。集落は小泊漁港、下前漁港などの漁港付近に形成されている。

②気象条件

本町の位置する津軽地方は、典型的な日本海式気候で、夏は比較的晴天が多いものの、5月～9月にかけて「偏東風（やませ）」と呼ばれる内陸部からの冷たい湿った風が吹き、これが農作物に影響を与えることで、時折冷害が起きる。平成5年度の記録的な大冷害はこの典型的な例である。

冬は、日本海の湿気が内陸に運び込まれるため降雪が多く、また大陸の発達した高気圧の影響で吹く強い季節風が一緒になって地吹雪が発生し、冬期間の生活・交通に大きな支障を及ぼしている。

③歴史的条件

中里地域の歴史は、縄文時代前期（約5,500年前）から始まると考えられる。縄文海進の影響によって、現在の武田地区をはじめとする津軽平野北半は広大な古十三湖（潟）に覆われていた一方、同潟に臨む台地上、現在の中里・内潟地区は、水陸産の豊かな食料事情を背景として、最初の集落が形成された。弥生～奈良時代の空白を経て、平安時代には農耕集落が成立し、やがて壕や柵を巡らせた防御性集落が出現する。それらの集落は、中世安藤氏が活躍した時代には、中世城館として再利用されるが、南部氏の攻勢により廃絶を迎えた。

中里地域が再び歴史上に登場するのは、江戸時代のことである。江戸前期には、金木組が成立し、後の中里村・内潟村の基礎が完成する。一方、江戸中期には、岩木川流域における新田開発が活発に行われ、後の武田村の基となる金木新田が誕生した。

明治4年、廃藩置県によって青森県が誕生するとともに、同6年には大区小区制が実施され、中里地域は第五大区第八小区（武田地区）並びに第九小区（中里・内潟地区）に属した。同11年には郡区町村制が施行され、旧五大区は北津軽郡、また同16年には組合（連合）町村制が導入され、第十七組（武田地区）・第十八組（中里地区）・第十九組（内潟地区）が組織され、それぞれ戸長役場が置かれた。さらに明治22年には町村制が施行され、組合制を基にした三か村、すなわち金木新田の立役者武田源左衛門にちなんだ武田村、内潟沼にちなんだ内潟村、そして中里村が誕生した。

昭和16年、中里村の町制施行を経て、昭和30年3月1日には中里町・武田村・内潟村の合併により新中里町が誕生した。

小泊地域の歴史は、縄文時代草創期（約13,000年前）に始まるとみられる。弥生～平安時代にかけては、目と鼻の先に位置する北海道地方の文化要素が濃厚に認められるとともに、漁撈・製塩関連の遺構・遺物が多数発見されていることから、津軽海峡を舞台とした漁村的集落が形成されたと推定される。

中世においては、十三湊に居を構える安藤氏と南部氏の抗争の舞台になったと考えられ、松前藩の事績を記した『新羅之記録』は、嘉吉2年秋に十三湊を攻められた安藤氏は、小泊の柴崎城に撤退。さらに、翌年冬には、北海道へ落ち延びたと記録している。

江戸時代前期には、弘前藩の主要湊として、現在に連なる小泊村が成立した。小泊村は当初は藤代組に属していたが、後に金木組に編入となった。

明治4年、廃藩置県によって青森県が誕生するとともに、同6年には大区小区制が実施され、小泊村は第五大区第九小区に属した。同11年には郡区町村制が施行され、旧五大区は北津軽郡、また同16年には組合（連合）町村制が導入され、小泊村は第二十二組となり戸長役場が置かれた。さらに、明治22年の町村制施行により、「戸長役場」は「村役場」となり新小泊村が誕生した。

平成17年3月28日、中里町・小泊村は合併し、中泊町として新たな歴史を歩むことになった。両地域の歴史を俯瞰する中で共通するのが、北方世界との関係である。

両地域の原始～古代の遺跡からは、北海道の土器が出土しており、岩木川・十三湖・日本海・津軽海峡を越えて、密接な交流があったことが明らかである。また、近現代においては、多くの人々が鯨漁あるいは林業に従事するために北海道や樺太方面に渡っているなど、当地域は縄文時代以来、連綿として北方世界への玄関口としての役割を果たしている。

④社会的・経済的条件

公共施設、交通網等の整備は順次進められているものの、一方で急激な車社会化による公共交通機関の利用低迷や、商店への入り込み客数の減少など諸問題が発生している。

中里地域の基幹産業である農林業は、米の単作地帯であるため、予定されている生産調整制度廃止や環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）発効などの社会情勢や、冷害などの気象条件に左右されやすい不安定要素がある。米生産の効率化や販売強化に向けた施策もさることながら、野菜、花き栽培の振興や、六次産業化、ヒバの活用等新たな製品の開発など、多岐にわたる対策をあわせて取り組む必要がある。

小泊地域の基幹産業である漁業は、地球温暖化による海水温上昇などの要因により、全般的な資源の減少にあえいでおり、そのほか魚介類の輸入自由化や担い手の高齢化などにも直面しているなど、早急な対策が必要である。

消費活動は、日常生活物資は町内店舗から購入しているものの、それ以外の消費は大型店の進出が著しい五所川原市・つがる市を中心とした商業圏へと流れている。

イ 過疎の状況

平成２７年における本町の人口は１１，１８７人であり、昭和３５年と比べると１２，２５９人（５２．３％）減少しており、過疎化に歯止めがかからない状況が続いている。

これまでの過疎対策では、地域の活性化や定住人口の安定を図るために、町の豊かな自然環境を活かしながら、災害のない安全なまちづくり、交通通信体系の整備、生活環境の整備、教育文化施設や福祉施設の整備を行うとともに、産業基盤の整備による雇用の増大、観光レクリエーション施設等の整備による地域間交流の促進などに努めてきた。

人口減少・少子高齢化は、地域社会の活力喪失と生産能力の低下をもたらすことが問題であり、これまでその課題ごとに事業を実施してきたが、国全体の経済構造の変化など、社会的要因により依然として若者の流出が続き、少子高齢化が顕著である。このため、効率的かつ効果的な手段を講じ、若者の定住対策などを推し進め、活力ある地域社会を構築していく必要がある。

ウ 社会的・経済的発展方向

①産業構造の変化

本町の中里地域を含む岩木川下流一帯は、岩木川が運ぶ土砂が堆積した肥沃な耕地を利用し、かつては「津軽の穀倉地帯」と呼ばれた稲作地帯であり、米への依存度が極端に高くなっている。また、町の間部は、日本三大美林の一つに数えられている「ヒバ」の産地である。小泊地域は水産業が盛んで、小泊の「イカ」や「ウスメバル」は全国的にも有名である。これらのことから、本町は第1次産業の比率が高い産業構造を示してきた。

しかし、近年の農業・漁業の不振や林業経営の零細化、後継者不足等の理由により第1次産業の占める割合が低下してきている。第2次産業は、平成12年頃までは企業誘致による工場進出や、企業誘致に触発された地元資本による製造工場の立地により漸増傾向にあったが、平成17年以降は製造業・建設業の衰退により減少している。第3次産業は、サービス業、観光業の伸びにより増加している。

②地域の経済的な立地特性

中里地域は、地理的立地条件からみると津軽半島北部の公的交通機関及び道路交通網の要衝となっているなど恵まれた位置にあるが、持てる条件を十分に活かしきれていない。また、小泊地域は、北津軽地方最北端という悪条件にある。経済的には、津軽西北五地域の中核都市である五所川原市を中心とした経済圏域に組み込まれている。

③社会経済的発展の方向の概要

現在、国は「地方創生」を重要課題として位置づけ、総人口の減少抑制や、都会から地方への人の流れを作るなど、都市部へ集中する偏った人口構造を是正しようとしている。また、地方分権一括推進法の施行などにより、今後、基礎自治体への権限委譲など、地方分権改革が更に加速されることが予測され、住民に最も身近な基礎自治体としての市町村には、自主決定能力、行政能力が一層問われることとなる。

このため、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」との整合性を図りつつ、本町の現状や課題を踏まえたうえで、地域資源等を活用し、社会的・経済的発展の更なる向上に向けた諸施策に取り組んでいく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口を国勢調査で見ると、昭和35年以降からほぼ一貫した減少傾向を示し、平成27年には11,187人と、昭和35年と比較すると52.3%(12,259人)の減少となっている。特に若年層の減少率が顕著で、15歳未満の人口減少率が89.4%(8,103人)と最も高く、次いで15歳以上から64歳までが53.5%(6,799人)の減となっている。出生率の低下とあわせ、進学・就学による若年層の町外流出が本町の人口減少の大きな要因と考えられる。

一方で、65歳以上の高齢者の人口は、人員・比率とも増加を続けており、平成27年では、昭和35年と比較して403%(3,220人)の大幅な伸びとなっている。

こうした出生数の減少、若年層の町外流出、高齢者人口の増加傾向は今後も続くものと予想されており、本格的な超高齢化社会を迎える中において、地域社会の活力を維持するうえで深刻な問題となっている。

この点、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年の人口は4,947人となると推測されているが、本町の人口ビジョンでは、人口確保に向けた各種施策を講ずることにより、7,108人までの回復が見込まれていることから、今後は、人口確保に向けた施策をより効果的に展開することが重要となると思われる。

表1 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 23,446	人 20,165	% △ 14.0	人 17,354	% △ 26.0	人 14,184	% △ 39.5	人 11,187	% △ 52.3	
0歳～14歳	9,063	5,693	△ 37.2	3,387	△ 62.6	1,682	△ 81.4	960	△ 89.4	
15歳～64歳	12,720	12,691	△ 0.2	11,302	△ 11.1	8,430	△ 33.7	5,921	△ 53.5	
うち15歳～29歳(a)	5,496	4,394	△ 20.1	2,791	△ 49.2	1,941	△ 64.7	1,065	△ 80.6	
65歳以上 (b)	1,063	1,781	67.5	2,665	150.7	4,072	283.1	4,283	302.9	
(a)／総数 若年者比率	% 23.4	% 21.8	—	% 16.1	—	% 13.7	—	% 9.5	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 4.5	% 8.8	—	% 15.4	—	% 28.7	—	% 38.3	—	

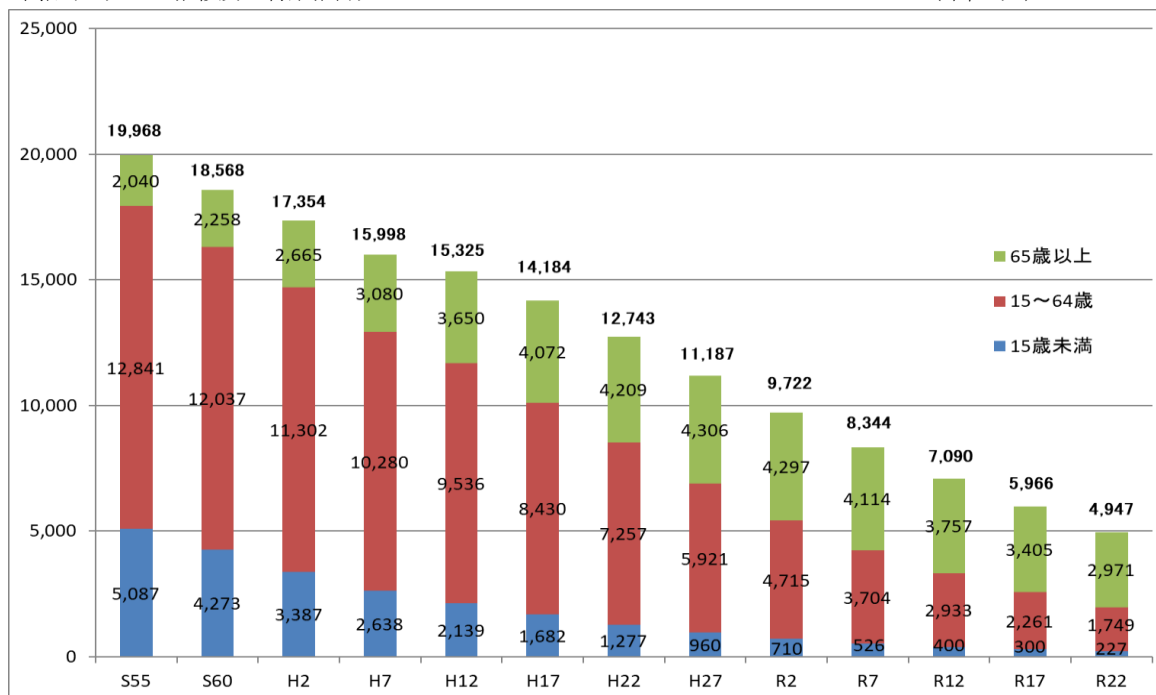
※総数には「分類不能」を含むため、内訳を合計しても一致しない。

※増減率については、昭和35年との比較である。

表1-2 人口の今後の見通し

中泊町の人口の推移及び将来推計人口

(単位:人)

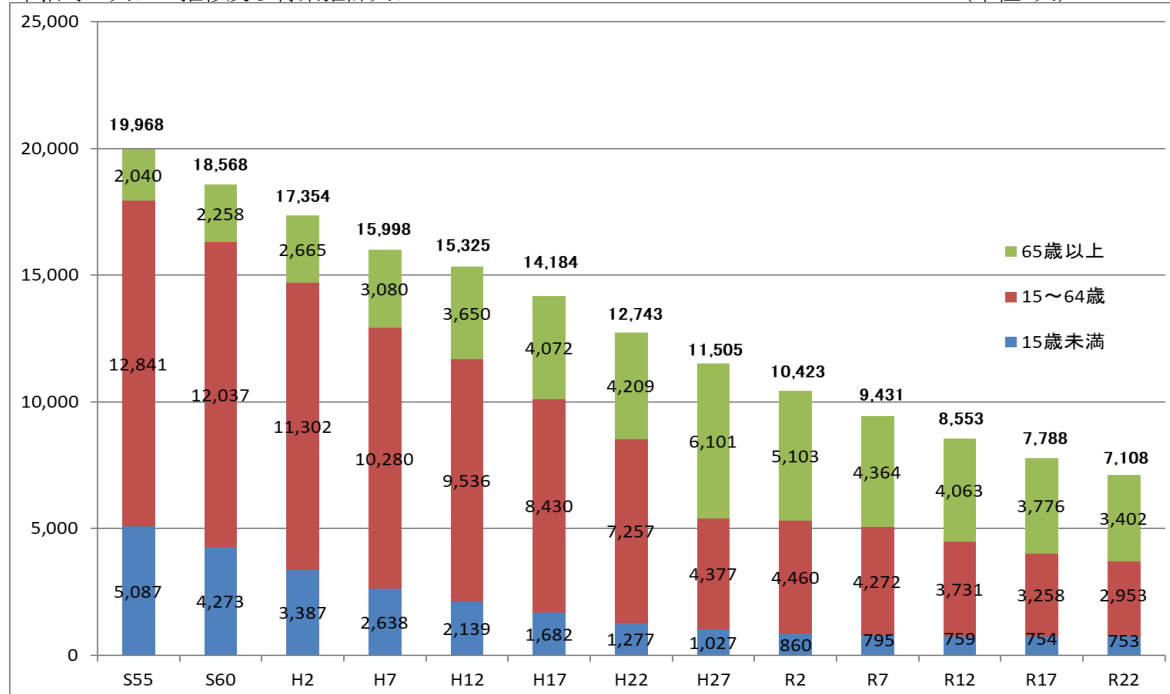


(資料: 国立社会保障・人口問題研究所)

表1-3 人口の今後の見通し

中泊町の人口の推移及び将来推計人口

(単位:人)



(資料: 中泊町人口ビジョン)

イ 産業の推移と動向

本町の就業人口は、平成27年の国勢調査で4,744人となっている。その産業別構成比は、第1次産業23.7%(1,122人)、第2次産業27.9%(1,322人)、第3次産業47.4%(2,251人)となっている。

産業別の推移を平成27年と昭和50年で比較してみると、本町の基幹産業である第1次産業が84.6%減少しているのに対し、第2次産業は55%、第3次産業は45.6%の増加となっており、大幅な伸びを示している。

第1次産業の減少の要因は、米作収益が生産調整や米価の下落により低迷したことや、農業者や漁業者の高齢化、担い手不足などといった理由によるものと思われる。

第2次産業の増加は、製造業と建設業の伸びによるものである。特に、製造業の伸びは企業誘致の効果とそれに触発された地元企業の増加によるものと思われる。しかし、製造業・建設業の衰退及び誘致企業の撤退などにより、平成17年度以降は減少に転じている。

第3次産業は、サービス業、卸・小売飲食店の増加によるものである。

このように、本町の就業構造は、第1次産業から第2次産業及び第3次産業へ大きな変化を示している。

表1-4 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 10,788	人 9,922	% △ 8.0	人 7,888	% △ 20.5	人 5,786	% △ 26.6	人 5,178	% △ 10.5	人 4,744	% △ 8.4	
第1次産業 就業人口比率	80.2% (8,652)	73.4% (7,285)	— △ 15.8	43.6% (3,436)	— △ 52.8	26.3% (1,520)	— △ 55.8	26.8% (1,389)	— △ 8.6	23.7% (1,122)	— △ 19.2	
第2次産業 就業人口比率	5.9% (641)	8.6% (853)	— 33.1	27.3% (2,151)	— 152.2	30.2% (1,745)	— △ 18.9	27.7% (1,433)	— △ 17.9	27.9% (1,322)	— △ 7.7	
第3次産業 就業人口比率	13.9% (1,495)	15.6% (1,546)	— 3.4	29.1% (2,295)	— 48.4	43.5% (2,516)	— 9.6	45.5% (2,354)	— △ 6.4	47.4% (2,251)	— △ 4.4	

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない。
※増減率については、直近との比較である。

(3) 行財政の状況

ア 行政

本町の行政機構は、11課（総務課、総合戦略課、財政課、税務課、福祉課、環境整備課、町民課、農政課、水産商工観光課、会計課、上下水道課）、そのほか小泊支所と、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会の4事務局で構成されている。定数内職員数は、令和3年4月1日現在で132人となっている。

広域行政では、五所川原市を中心としたつがる西北五広域連合、五所川原地区消防事務組合、西北五環境整備事務組合に所属しており、環境衛生、病院、消防救急業務、介護、福祉等各分野に参画している。

今後は、複雑多様化する行政需要に適切に対応し、効率よく、公平でわかりやすい行政サービスを推進するため、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づく各種事務への番号利用を進めながら、行政事務の効率化、組織機構の見直し、職員の資質向上、委託等による民間活力の導入、活用等を図っていく必要がある。

イ 財政

本町の令和元年度普通会計の決算は、歳入が7,519,000千円、歳出が7,341,445千円となっている。これを平成22年度と比較すると歳入は9.4%、歳出は10.2%の減となっている。なお、経常収支比率は95%に近く、財政の硬直化が続いている。

今後の財政運営にあたっては、限られた経営資源を最大限に活かしつつ、健全な財政運営基盤の構築のために、歳出の無駄をなくし、既存の事業を思い切って洗い直すなど節減合理化に努め、地方交付税措置のある合併特例債や過疎対策事業債等を有効に活用しながら、限られた財源を選択と集中の観点から必要な産業振興・生活環境の充実、各種基盤の整備等に振り向ける必要がある。

表1-5 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	8,296,087	8,181,996	7,519,000
一 般 財 源	5,191,811	5,133,044	4,752,575
国 庫 支 出 金	854,689	777,815	692,490
都 道 府 県 支 出 金	570,138	623,754	595,085
地 方 債	917,500	1,049,100	841,600
うち過疎対策事業債	173,000	237,200	127,100
そ の 他	761,949	598,283	637,250
歳 出 総 額 B	8,178,623	8,015,447	7,341,445
義 務 的 経 費	3,417,392	3,107,530	3,193,108
投 資 的 経 費	964,185	1,015,933	834,044
うち普通建設事業費	957,465	1,015,239	834,044
そ の 他	3,797,046	3,891,984	3,314,293
過 疎 対 策 事 業 費	881,596	323,396	408,814
歳 入 歳 出 差 引 額 C(A-B)	117,464	166,549	177,555
翌年度へ繰越すべき財源 D	8,570	1,147	751
実 質 収 支 C-D	108,894	165,402	176,804
財 政 力 指 数	0.205	0.194	0.210
公 債 費 負 担 比 率	20.8	25.0	21.3
実 質 公 債 費 比 率	17.1	10.6	10.5
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	86.4	89.3	94.7
将 来 負 担 比 率	119.8	88.5	88.8
地 方 債 現 在 高	10,724,399	7,759,000	11,945,663

(資料:地方財政状況調)

ウ 施設整備水準

①道路

日常生活に密着した町道は、計画的に整備が行われているが、地形的な条件から狭あいな道路が多く、令和元年度末の道路改良率は24.6%と、約4分の1にすぎない。今後は、維持修繕等長寿命化に重点を置き、農道・林道の整備を含め、産業の振興、利便性の確保及び地域間交流を促進するための広域路線の整備や、幹線道路に接続する生活道路網の整備が必要である。

②飲用水施設

本町の水道普及率は99.3%と高い。中里地域は、地下水を利用したもので、上水道事業は昭和30年からと早期に始められており、それゆえ施設等の老朽化が相当進んでいる。早期の設備更新が求められる。

一方、小泊地域は、昭和52年に冬部川を水源として供用が開始され、平成7年の「小泊ダム」完成によりその貯水も利用している。

③下水・し尿処理及びごみ処理

生活環境の多様化に伴う生活雑排水の増加や悪化が進んでいるが、町内では2つの下水道事業（農業集落排水事業、漁業集落排水事業）により、下水道普及率向上を図っている。

し尿及びごみ処理は、一部事務組合により共同処理されている。不燃ごみは、平成25年度に新設された一般廃棄物最終処分場に対応しており、15年間にわたって埋め立てる計画としている。本町は、通称「もったいない条例」を制定している町であることから、その埋め立て期間が少しでも長くなるよう、ごみ減量に資する各種事業を実施してきた。また、すでに搬入が終了した処分場及び今後終了する予定の処分場は、環境面での悪影響がないよう、適切に閉鎖するための事業を行っていく。

④教育施設

本町には、小学校が4校、中学校が2校あり、小・中学校の児童生徒数は、令和2年5月1日現在で児童数が341人、生徒数が195人となっている。近年の町の人口減少と同様、児童数及び生徒数も減少傾向が続いている。

表1-6 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成27 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	-	21.1	23.7	24.2	24.6
舗 装 率 (%)	-	37.2	40.5	41.2	41.7
農 道 延 長 (m)	-	12,601	18,754	18,754	22,888
耕地1ha当たりの農道延長 (m)	-	16.3	-	-	-
林 道 延 長 (m)	-	17,993	31,593	30,886	30,886
林野1ha当たりの林道延長 (m)	-	5.7	-	-	-
水 道 普 及 率 (%)	-	94.7	99.0	98.8	99.3
水 洗 化 率 (%)	-	25.6	70.1	71.9	83.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (%)	-	19	0	0	0

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載

要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) \div J$$

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

- 5 取得不能な数値については「－」とする。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、過疎区域指定を受けて以来、農業経営近代化施設、観光レクリエーション施設、交通通信網、教育・文化施設、下水道事業等の整備を行い、町の振興と活性化に一定の効果을あげている。

しかしながら、過疎解消の効果はいまだ現れておらず、若年者の減少と高齢者の増加による人口構成の高齢化が進んでいる。このことは、各分野への影響や産業活動の停滞等につながるものであり、町の持続的発展を図るうえで大きな阻害要因となっている。

これらの課題を整理してみると、

- ①人口の流出をいかに食い止め、雇用の場の創出など定住化をどのように図るか。
- ②主産業である農業・漁業の将来展望をいかに描くか。
- ③急激に進行する高齢化社会にどのように対応するか。
- ④町の将来を担う多様な人材の確保と養成をどのように図るか。
- ⑤いまだ立ち遅れている生活環境の整備をいかに進めるか。

等があげられる。

これらの課題を克服し、本町の持続的発展に向け、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指していくため、「大地の恵と海の幸心ひとつに希望のまち」をキャッチフレーズとし、「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち なかどまり」を町の将来像に設定したうえで、本町の持続的発展の基本方針を以下のとおりとする。

- ◎時代の変化に対応したまちづくり
- ◎“中泊町らしさ”を追求するまちづくり
- ◎住んでよかった・移り住みたいまちづくり
- ◎住民とともに取り組むまちづくり

また、青森県過疎持続的発展方針に基づき、移住・定住の促進、関係人口の増加、地域社会を担う人材育成、教育・文化の充実、産業・観光の振興、保健・医療・福祉の充実、生活環境の整備、地域間交流・連携の推進のための施策を、選択と集中の観点をもって展開することとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)の基本方針を踏まえ、下記(7)の計画期間内に、町の持続的発展に向け、長期総合計画におけるまちづくりの基本目標及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の理念に基づき、また、青森県の諸施策と整合を図りながら、さまざまな施策を展開することで、本計画の最終年である令和7年度末における基本目標は以下のとおりとする。

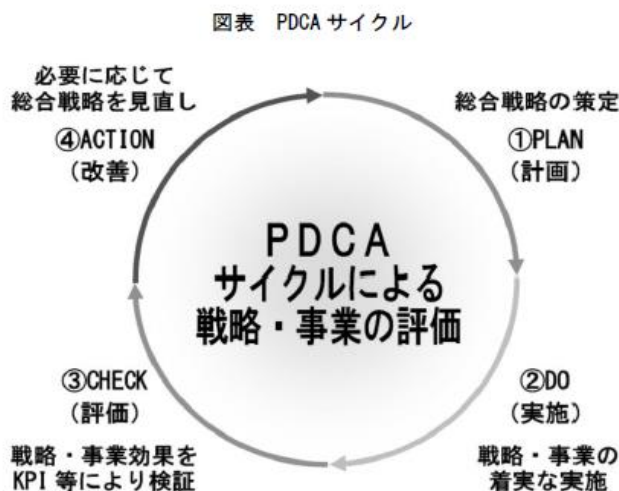
指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
総人口	8,344 (国立社会保障・人口問題研究所によるR7推計値)	9,431 (町人口ビジョンR7推計値)	
転出超過者数	135人 (H26～30 平均)	現状より減	
出生率	1.19人 (H25～29 平均)	現状より増	
平均寿命	男性:2.7歳 女性:1.1歳 (H27)	全国平均との差を縮小	

(資料:中泊町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組みについては、全庁的に実施している事業評価や総合計画などの進捗管理により、事業毎にPDCAサイクルによる効果検証や進捗管理を行い、実現すべき成果(アウトカム)を重視した評価・検証を図る。

また、有識者等で構成される「中泊町総合戦略審議会」による評価を毎年度実施し、必要に応じて計画の改定を行っていくものとする。



(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

人口減少や高齢化が進む中で、本町の厳しい財政基盤を鑑みると、本町が保有する公共施設の維持・管理はこれまでと同様に行うことが困難になってきている。

「中泊町公共施設等総合管理計画」においては、これらの社会情勢の変化に対応し、地域社会の実情にあった公共施設等の活用を目指し、長期的な視点から効果的・効率的な維持管理・更新・長寿命化・統廃合を計画的に行っていくこととしているところであり、以下の基本方針により、公共施設等の整備に努めていくこととしている。

ア 既存施設の統合や廃止等による総資産量の適正化

施設の利用状況、類似施設の配置状況、類似団体の状況等を勘案し、アセットマネジメントを取り入れ、費用対効果の面から施設の見直しや統廃合を進め適正化を図る。

見直しや統廃合が見込める施設については、住民ニーズやパブリックコメントによる意見集約、議会との協議などさまざまな検討を行い、将来的に利用が見込めない施設については貸付や売却等を進め、財源の確保に努める。貸付や売却等が見込めない場合は、危険除去対策を優先し対応を検討していく。

また、施設の新設にあたっては、既存施設との複合化・多目的化を検討し、必要な場合のみ適正規模を考慮した新設にとどめ、必要なサービス水準を確保していく。

イ 長寿命化及び耐震化の推進

長期的に継続して利用する施設については、施設の維持管理を事後的・対処療法的な対応から計画的・予防的な対応に転換し、適宜、点検・診断等を行い、施設の劣化が進行する前に施設の性能を維持するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減していく。

また、耐震化の推進については、耐震性がないと認められた施設は、順次耐震改修または統廃合していくものとし、未だ耐震診断を行っていない施設に対しては、今後早急に行っていく。

ウ 民間活力の活用

指定管理者制度やPFIなどのPPP手法の導入により、施設の整備、更新、維持管理、運営において、民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的、効率的なサービスの提供が可能であるものについては積極的に取り入れていく。

本計画は、町公共施設等総合管理計画の内容を前提として、急速な人口減少による地域活力の低下や、他地域と比較して生産機能や生活環境の整備等が低位にあることから、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な施策を行うことにより、過疎地域の持続的発展を図ることを目的として策定するものであることから、町公共施設等総合管理計画に適合している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

近年の全国的な人口減少や高齢化社会に伴う労働力不足や後継者問題、人口の東京一極集中による地域活力の低下が懸念され、本町においても例外ではない。

本町の人口減少の要因の1つとして若い世代の人口減少があり、社会経済の不安や未婚化・晩婚化といった子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化による出生数の減少から、将来を担う若者の定住促進が課題となっている。

また、これまで、友好町村同名町村などの交流等により、中学生、郷土芸能、職員の研修などを行ってきたが、効果が見られず、人口減少は加速の一途をたどっている。

これらの現状を踏まえ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえられる総合的な子育て環境の整備をするとともに、本町に関わる関係人口・定住人口を拡大させることが重要であり、本町の知名度・認知度の向上とともに移住希望者の移住を的確に支援するための環境の整備を推進し、新たな「ひと」の流れを実現するための環境整備が必要である。

イ 人材育成

人口減少や高齢化社会に伴う地域産業の担い手や後継者不足、消費の低迷の影響により、地域経済の縮小などが懸念されている。

このことから、若い世代の町外転出に歯止めをかけ、雇用の受け皿となる地域産業の支援、地元就職のための情報提供などの促進により、若い世代が働きやすい雇用の場を創出するとともに、これからの時代に適した「働き方」と「暮らし方」を実現するための施策の推進が求められている。

そこで、本町の基幹産業の1つである農業・水産業については、就業者の高齢化と後継者問題を解消し、生活安定と経営の若返りを図るとともに、農水産物を活用した6次産業化や付加価値の向上をはじめ、風土を活かした観光との連携等、地域資源や立地条件を活かした新たな「しごと」の創生を通じて、町内に活力をもたらす産業の振興と雇用を創出する取組みが必要である。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

①本町への移住を促すため、ふるさと納税制度の活用やトップセールスを実施することにより、地域の特産品を通じて町の特色をPRし、町外に住みながら町を応援してくれる関係人口の創出・拡大を図る。

②圏域の市町村と合同で首都圏等へ向けて情報発信に取り組むほか、移住セミナー等を通じて本町の魅力をPRし、首都圏等からの移住促進を図る。

- ③移住者等が空き家を有効に活用できるよう「空き家バンク」制度を維持し、必要な情報提供に努めるとともに、新たな空き家等の改修費用・賃貸料金の助成制度、移住体験施設の整備を検討し、受け入れ体制の充実を図る。
- ④伝統的な文化、郷土芸能、特産品などの有効活用を図り、産業、スポーツ、文化等で他市町村との交流を推進する。
- ⑤同様の課題を抱える自治体と情報共有や技術提供など相互協力し、新たな事業展開を図る。
- ⑥町内在住の外国人技能実習生が安心して生活できる環境を整備するとともに、多様な人材との交流を通じた人材のネットワーク構築、異文化交流に努める。
- ⑦地域おこし協力隊制度を活用し、地域活性化及び移住者の増加に努める。
- ⑧住環境、公共施設及び商業施設等を中心部に集約するなどの人口減少社会に対応するためのまちづくりプランを策定し、利便性や行政サービスの向上に努め、地域に合ったコンパクトシティの実現を目指す。

イ 人材育成

- ①担い手の高齢化が進む農林水産業への就業や町内の新規学卒者等に対する支援により、地域産業における担い手の育成や地元企業の雇用の拡大に努める。
- ②農水産物の付加価値の向上に向けた講習会や技術指導への講師の起用等、外部人材を活用し、分野における実践的かつ専門的な知識・技術・技能を身につけた中核的な役割を果たす人材の確保を図る。

○施設の目標

- ・社会福祉施設（長寿命化）
- ・その他施設（集約化及び長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・地域間 交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 (事業内容) 起業・就業するために町に移住する者に支 援金を交付する。 (事業の必要性) 地域産業における担い手の育成や地元企 業の雇用の拡大を図る必要があるため。 (事業の効果) 地域産業における担い手の育成や地元企 業の雇用の拡大が図られるとともに、新たな 「しごと」の創生や多様な感性を持った人材の 受入れを通じて地域経済が活性化する。	町	
		空き家活用事業 (事業内容) 町ホームページへ空き家・空き店舗を掲載 し、移住を促す。 (事業の必要性) 移住者の増加を図り、町の定住人口又は関 係人口の増加を図る必要があるため。 (事業の効果) 支援を通じて定住人口又は関係人口が増 加する。	町	
	地域間交流	津軽圏域連携推進事業 (事業内容) 津軽圏域DMOが実施する、観光を通じた地 域づくりに向けた取組を支援する。 (事業の必要性) 人口減少が急速に進む中、関係人口や定 住人口を拡大させ、地域活性化を図る必要が あるため。 (事業の効果) 圏域全体の地域資源が整理され、町の観光 推進体制の充実、観光産業の活性化が図ら れるとともに、取組を通じて町の関係人口や 定住人口が増加する。	町	
	その他	人口減少社会に対応した町づくりプラン 策定事業 (事業内容) 今後加速が予想される人口減少社会を見据 えつつ、持続的発展に向けた「新たなまちづ くり」に関する計画を策定する。 (事業の必要性) 人口減少克服に向けた取組を着実に進め、 持続可能で安定した人口構造への転換を図 る必要があるため。 (事業の効果) 計画策定により、人口減少克服に向けた取 組を着実に進め、持続可能で安定した人口構 造への転換が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

既存施設の統合や廃止等による総資産量の適正化、長寿命化及び耐震化の推進や民間活力の活用など、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

①農家戸数と農家人口

近年の農業情勢は、農産物輸入自由化の拡大、消費者ニーズの変化、産地間競争の激化などで、生産者価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足など多くの問題を抱えている。このような実情を反映して、本町の農業就業人口は年々減少傾向にあり、特に農家戸数が激減している。昭和50年以降は第2種兼業が第1種兼業を上回る状況となっている。

表2 農家及び農業就業者数(国勢調査、農林業センサス)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	人	比率	人	比率	人	比率	人	比率	人	比率
総人口	23,446	—	20,165	△ 14.0	17,354	△ 13.9	14,184	△ 18.3	11,187	△ 21.1
農業就業人口 (対総人口比)	3,359	14.3	3,016	15.0	1,766	10.2	1,831	12.9	986	8.8
総戸数	4,775	—	4,639	—	4,600	—	4,485	—	4,118	—
農家戸数(農家率)	2,204	46.2	2,081	44.9	1,781	38.7	1,040	23.2	606	14.7
専業	154	3.2	117	2.5	80	1.7	127	2.8	214	5.2
第1種兼業	1,058	22.2	792	17.1	330	7.2	351	7.8	127	3.1
第2種兼業	992	20.8	1,172	25.3	1,371	29.8	562	12.5	265	6.4

これらの諸問題の克服に向け、本町農業の立て直しを図るため、農業基盤整備事業の推進、有機栽培や農薬を低減した栽培によるオリジナルブランド米の生産、野菜・花きの導入や、ブルーベリー・ハトムギなどの特産作物の普及など対策を講じてきた。特に野菜振興は、本町の主要プロジェクトとして位置づけ、大規模な集出荷施設・育苗施設の導入のほか、農産物加工販売施設を整備して農業の6次産業化を進めるなど、農家の生産意欲及び所得向上に向けた対策を実施してきている。また、農業による都市との交流事業を推進するために体験農場等の整備も進めてきた。

しかし、これまで長く米に依存してきた体質は依然として根強く、急速な変化に対応できないなどの問題点も多く内在している。生産調整制度の終了、また環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の発効など、農業を取り巻く環境の変化に伴い、特に米作への対策は待ったなしである。

また、農業ため池は、農業用水の確保や地域の防災・減災といった公益的な役割を果たしているが、老朽化が進んでおり、機能障害に陥れば、営農活動や住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがある。

②農業の生産

平成27年の農業産出額は25億2千万円となっている。部門別では、米が20億5千万円で全体の81%を占めている。次いで野菜が2億5千万円、工芸作物が1億1千万円の順となっている。畜産の落ち込みが目立つが、これは子牛価格の低迷が影響し、水稲と施設野菜等との複合経営に変更したものと思われる。また、作付面積、収穫量では、平成29年のデータで、米が2,100ha(12,700t)で、近年、生産調整制度に対応した転作作物として「大豆」が徐々に面積を増やしてはいるものの、主要な作物では米が圧倒的である。平成23年度までの推移では、野菜の面積はさほど変わっていない。

このように、本町の農業は米への依存度が極めて高く、価格の低迷、混迷する米事情及び平成5年度の記録的な大冷害など、社会事情や気象現象に左右されやすい不安定な要素がある。また、米生産において稲わらの焼却が社会問題化していることから、適切な処理を呼び掛けるとともに、その処理に対する支援も必要となっている。

このことから、野菜、花き栽培等をさらに振興し、米依存からの脱却を図る必要があるほか、多様な収入源を確保するべく、6次産業化による収入確保、新規販売先の開拓など、多様な施策が求められる。

表2-2 農業産出額の作物別構成(農業水産省生産農業所得統計)

(単位：千万円)

区分	耕 種							畜 産	合 計
	米	麦・雑穀・ 豆類・いも類	野菜	果実	工芸 作物	その他	耕種計		
昭50									0
平 2	445	9	26	3	13	5	501	18	519
平 7	455	3	40	2	15	6	521	5	526
平12	271	13	45	4	16	8	357	3	360
平17	322	8	32	3	17	6	388	1	389
平27	205	8	25		11	1	250	2	252

表2-3 作物別作付面積と収穫量(農業水産省作物統計)

(単位：ha、t)

		水稲	小麦	なたね	大豆	野菜	
						ばれいしょ	トマト
H17	作付面積	2,630	58	—	183	5	12
	収穫量	16,900	113	—	278	29	581
H20	作付面積	2,510	152	—	229	4	13
	収穫量	15,900	27	—	350	78	738
H23	作付面積	2,360	144	11	248	5	13
	収穫量	14,500	47	1	412	35	611
H26	作付面積	2,460	38	—	255	—	—
	収穫量	15,100	53	—	291	—	—
H29	作付面積	2,100	38	—	366	—	—
	収穫量	12,700	60	—	527	—	—

※ H24からは、野菜は調査対象外

③ほ場整備

本町の平成27年現在の経営耕地面積（販売農家）は2,912haで、うち水田が2,591ha、普通畑が319haとなっている。

平成2年から比較すると、経営耕地面積も農地から宅地・森林への転用などにより減少している。今後、農業の大型化、汎用化による効率的なローコスト生産を行うためには、計画的な基盤整備が必要となっている。

さらに、農業就業者数の減少や遊休農地の増加に対応するため、農地中間管理事業の積極的な利用を呼び掛けるとともに、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業を推進し、農地流動化を促進する必要がある。

表2-4 経営耕地面積（農林業センサス）

（単位：ha，％）

区分	経営耕地面積							
	総面積		田		畑		樹園地	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
平2	3,393	100.0	3,174	93.5	207	6.1	12	0.4
平7	3,363	100.0	3,188	94.8	165	4.9	10	0.3
平12	3,308	100.0	(3,096)	93.6	(182)	5.5	(6)	0.2
平17	2,847	100.0	(2,706)	95.0	(119)	4.2	(1)	0.1
平22	3,257	100.0	(2,805)	86.1	(331)	10.9	(6)	0.1
平27	2,912	100.0	(2,591)	88.9	(319)	10.1	(4)	0.1

※平成12年以降については、「販売農家」を対象に調査され、自給農家データについては調査されていない。

イ 林業

本町の森林面積（令和2年青森県森林資源統計書）は、平成28年現在15,254haで、その内訳は国有林が13,539ha、民有林が1,715haとなっている。民有林は、そのほとんどが5ha以下の零細経営となっている。また、搬出路網の不備や林業従事者の高齢化、人手不足などから、伐期を迎えている森林も適正管理ができない状態となっている。

森林は、木材を生産する機能のほか、水源かん養、環境保全、森林レクリエーション等の場として有効活用が望まれている。

ウ 水産業

本町の漁業は、令和元年は漁業経営体190、年間漁獲量1,112t、漁獲金額7億5千万円を越す町の基幹産業の一つである。この要因としては、沿岸を対馬暖流が流れ、小泊岬等変化のある海岸線とあいまって漁場や磯資源に恵まれているという自然条件によるところが大きい。

しかし反面、磯焼現象、漁獲努力による資源減少、地球温暖化による海水温上昇、燃料費の高騰やTPP発効による一層の輸入自由化などの環境変化に直面しており、早急な対策が待たれている。また、底引き網漁業等との調和ある操業も不可欠である。

そこで町では、将来を見据えた漁業への発展を目指しており、将来にわたり安心して漁

獲を得るため、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を急いでいる。津軽海峡メバルに次ぐ本町の特産とするため、平成30年度からマツカワの養殖試験、また、ナマコの幼生放流やコンブ養殖についても試験的に実施してきたところだが、今後の生産性及び採算性を継続して検証しながら、新たに養殖施設の整備を進め、安定した供給及び漁業所得の向上を図る必要がある。

①漁業経営

新規漁業者は毎年1人程度に過ぎず、逆に廃業する人は年3～4人で漁業者が減少してきている。急速な高齢化に直面しており、新たな就業者、担い手確保が急務となっている。

現在、依然主力魚種であるイカの単価はピーク時の3分の1になり苦しい状況で、今後、出荷形態等の見直しや新たな販路拡大、新商品開発などで、漁業者の経営安定につながる対策が不可欠である。ウスメバルは「津軽海峡メバル」として市場で高い評価を得ており、本町の新・ご当地グルメ「中泊メバルの刺身と煮付け膳」の基本食材であり、非常に人気が高い魚種である。このことから、今後の課題は安定・高鮮度供給の体制構築となる。

②漁業種類と漁獲状況

本町の漁業者が従事する漁業種類のうち、最も多いのはイカ釣りである。過去と比較すると大幅に減少してはいるが、令和元年の漁獲量は564t、漁獲高も約3億円と依然大きな割合を占める。

このうち、スルメイカ釣り漁業は本町最大の主力の漁業種類で、船規模10t以上になると九州から稚内まで漁を求めて移動する。しかしその場合、経費が経営を圧迫することが多い。したがって、前沖操業がすべての漁業者にとって望ましいが、昨今は、来遊資源の減少が著しい。

メバル刺し網漁業は、不漁による漁獲量減少に悩んでいたが、平成27年度から毎年度取り組んでいるメバルの稚魚の放流のほか、平成26年度から県が実施する漁場整備などの取組みが功を奏し、平成30年からは200tを超える漁獲量を維持しており、漁獲量・漁獲金額ともイカに続く主力商品として、新たな小泊ブランドになっている。

その他の漁業種類として、小型定置網（ヤリイカ）、光力利用敷網（ヤリイカ）、底建網（カレイ類）等が行われている。沖合では、はえ縄（マグロ）、籠漁業（エビ）がある。

表3-1 漁獲量上位5種の推移(青森県海面漁業に関する調査結果書)

(単位:上段[t]・下段[%])

年次 順位	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1	いか 2,163 75.2	いか 1,308 65.2	いか 2,981 82.1	いか 3,219 84.5	いか 968 55.5	いか 1,081 55.6	いか 765 51.0	いか 1,289 62.3
2	めばる 267 9.3	めばる 271 13.5	めばる 227 6.3	めばる 210 5.5	めばる 285 16.4	めばる 280 14.4	めばる 284 18.9	めばる 201 9.7
3	まぐろ 111 3.8	たら 112 5.6	まぐろ 143 3.9	まぐろ 83 2.2	まぐろ 112 6.4	まぐろ 155 8.0	まぐろ 121 8.1	まぐろ 144 6.9
4	たら 94 3.3	まぐろ 77 3.9	たら 71 2.0	たら 81 2.2	たら 110 6.3	たら 132 6.8	たら 101 6.8	たら 89 4.3
5	たこ 64 2.2	たこ 51 2.5	たこ 41 1.1	たこ 53 1.4	たこ 47 2.7	たこ 66 3.4	たい 54 3.6	さめ 80 3.9
総漁獲量	2,878	2,007	3,630	3,808	1,744	1,944	1,498	2,067

年次 順位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1	いか 1,311 66.4	いか 1,264 67.3	いか 829 59.8	いか 684 62.3	いか 806 62.4	いか 384 46.8	いか 409 44.7	いか 563 50.6
2	まぐろ 143 7.3	めばる 165 8.8	めばる 97 7.0	めばる 177 14.9	めばる 144 11.2	めばる 134 16.4	めばる 250 27.3	めばる 248 22.4
3	めばる 142 7.2	まぐろ 149 8.0	たら 95 6.8	ぶり 133 11.2	ぶり 138 10.7	まぐろ 58 7.1	たら 77 8.4	たら 134 12.1
4	たら 57 2.9	たら 88 4.7	まぐろ 77 5.6	まぐろ 64 5.4	たら 46 3.6	たら 39 4.8	まぐろ 44 4.8	まぐろ 48 4.4
5	ほっけ 45 2.3	たい 45 2.4	さめ 69 5.0	たら 34 2.9	まぐろ 44 3.4	ほっけ 27 3.9	たい 11 1.2	たい 12 1.1
総漁獲量	1,973	1,877	1,387	1,191	1,295	822	917	1,112

表3-2 漁獲高上位5種の推移(青森県海面漁業に関する調査結果書)

(単位:上段[百万円]・下段[%])

年次 順位	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1	いか 687 47.7	いか 419 36.7	いか 1,128 60.4	いか 1,060 62.1	いか 531 37.4	いか 369 30.5	めばる 300 28.9	いか 398 36.0
2	めばる 386 26.8	めばる 378 33.1	めばる 327 17.5	めばる 319 18.7	めばる 376 26.5	めばる 321 26.5	いか 294 28.4	まぐろ 246 22.2
3	まぐろ 157 10.9	まぐろ 96 8.4	まぐろ 211 11.3	まぐろ 140 8.2	まぐろ 216 15.2	まぐろ 240 19.9	まぐろ 255 24.5	めばる 244 22.1
4	たら 62 4.3	たら 72 6.3	たら 43 2.3	たら 53 3.1	たら 81 5.7	たら 81 6.7	たら 65 6.2	たら 53 4.8
5	えび 24 1.7	たい 26 2.2	たい 26 1.4	たこ 23 1.4	たい 31 2.2	たい 35 2.9	たい 42 4.0	たい 30 2.7
総漁獲高	1,440	1,141	1,867	1,707	1,420	1,211	1,038	1,106

年次 順位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1	いか 423 43.5	いか 438 42.0	いか 329 41.9	いか 285 39.7	いか 378 50.1	いか 261 41.0	いか 289 40.4	いか 307 40.7
2	まぐろ 205 21.1	まぐろ 242 23.3	まぐろ 141 18.0	めばる 137 19.1	めばる 101 13.4	めばる 175 27.5	めばる 245 34.2	めばる 238 31.5
3	めばる 178 18.3	めばる 206 19.8	めばる 129 16.5	まぐろ 106 14.8	まぐろ 71 9.5	まぐろ 78 12.3	まぐろ 63 8.8	まぐろ 85 11.3
4	たら 37 3.8	たら 43 4.1	たら 44 5.6	ぶり 34 4.7	ぶり 47 6.3	たら 22 3.5	たら 40 5.8	たら 45 6.0
5	たい 27 2.8	たい 36 3.4	たい 41 5.2	たい 20 2.8	たら 24 3.2	たい 19 3.0	たい 12 1.7	たい 10 1.4
総漁獲高	972	1,042	784	718	755	637	717	755

③漁港漁場

本町には小泊漁港と下前漁港があり、第4種漁港に区分されており、県が管理・整備にあっている。

漁業者は、日本海区は九州から稚内まで、太平洋海区は三沢から八戸沖を行動範囲としているが、主要漁場は沿岸の12海里以内である。共同漁業権漁場は、外ヶ浜町竜飛境界を基点として沖合292°30'2,800mの点と、五所川原市脇元境界を基点とする沖合222°30'2,000mを結ぶ線が設定されている。

漁場づくりは、魚類の産卵や稚魚の生息場所となる藻場をはじめ、その沖合には幼魚の育成場や魚礁漁場を権現崎沖に設置し、水産資源の増大に取り組んでおり、今後もヤリイカ産卵や操業時間短縮などに効果のある漁場整備が必要である。

④生産基盤整備

小泊地域の小泊・下前地区ともに、けい船岸等の機能はおおむね整備されつつあるが、防波堤等の静穏度対策は十分とは言えない状況である。増養殖関係スペースは、一部試験区域として使用しているが、基本的にはまだ確保されていない。

小泊地域の小泊地区への水産物鮮度保持施設、活魚出荷用蓄養施設は整備されたが、下前地区には水産物鮮度保持施設の設置のみで、出荷資材保管施設、漁材センターは用地が確保できず未設置になっている。また、生産関係利用共同施設及び漁業関係者の福利厚生文化施設用地の確保は、まだ用地取得が不十分な状況にある。水産物の鮮度保持施設については、新たな鮮度保持技術を導入するほか、荷捌き施設については、閉鎖型施設に改築することで衛生管理の向上を図るなど、産地間競争を生き抜く対策も必要となっている。

なお、迅速な活魚の運搬や住民生活の利便性向上のため、平成15年度に臨港道路（ライオン海道）が完成している。

⑤ 磯資源の確保と水産廃棄物

磯資源の回復について、魚類・貝類の放流と海中造林を進めているが、あわびは放流効果、昆布・えごのりは増養殖効果がなく、規模を縮小している。

また、FRP船の廃船、廃油、老朽化した魚網や発泡スチロールの魚箱等の廃棄は、環境汚染に関する重要な課題であり、対策を急がなければならない。

⑥ 漁業協同組合

本町には小泊漁業協同組合と下前漁業協同組合の二つの組合がある。漁協のもとに一本釣り、イカ釣り船主組合などがあり、それぞれ独自に活動をしている。これまでは、漁協自体が組織運営強化の対策を持っていなかったため、後継者不足が問題となり、漁協青年部は有名無実化していた。

また、平成8年をピークに漁獲高は年々減少しており、令和2年（速報値）の漁獲金額は過去最低を記録している。近年の漁業不振により、漁業経営の悪化に歯止めがかからない状況となっており、さらに今後も続くことが予想される。これらのことから、経営改善が喫緊の課題となっており、将来展望を見据えた2漁協の合併に向けて協議を進める必要がある。

⑦ 水産加工業

水産物の漁獲高や魚価は時期や環境に影響され流動的であり、さらには、近年の燃料費や漁業資材の高騰により漁業所得が不安定な状況である。

そこで本町においては、イカ、メバル及び海藻を主とし、小泊漁業協同組合、下前漁業協同組合とも水産加工品にも取り組んでいる。

年間を通しての加工原魚の調達は、量・価格が不安定な状況であるのと同時に、マーケティング力の弱さも課題となっており、鮮度保持による出荷体制の整備や新商品開発・販路拡大を図り、漁業所得の向上の確立が必要である。

エ 商工業

本町の商業の状況を見ると、事業所数・従業者数は減少が見られるものの、年間販売額は概ね現状を維持している。平成6年にショッピングセンターがオープンしたこともあり、町外からの集客と地元の購買力の流出を防いでいるが、小規模小売店等の経営悪化が課題となっており、今後も商工会などとの連携を図りながら、新しい商店街の形成や協業化等を推進した抜本的な商業振興策を講じる必要がある。

工業の状況は、事業所数、総従業者数、総出荷額において減少している。

10事業所が全て従業者100人未満の小規模事業所で占められている。また、従業員はパートタイマーなどの非正規雇用が多く、安定的な雇用形態とは言えない。企業誘致に向けた努力が功を奏し、昭和48年から平成3年までに6社の誘致にこぎつけ、平成21年にも新たな町独自の誘致を1社行ったが、以降の誘致は進んでいない状況にある。

これらのことから、今後は農水産物の加工体制等の強化とともに、地域の特性を活かした産業の振興による新規雇用の創出が求められる。

表4 事業所数・従業員数・年間販売額状況(商業統計)

(単位:人、万円、㎡)

区 分	事 業 所 数			従業者数	年間販売額
	計	法人	個人		
平成 3年	255	43	212	748	933,365
平成 6年	231	42	189	765	931,362
平成 9年	212	46	166	728	1,072,483
平成14年	186	49	137	691	1,297,181
平成16年	171	45	126	603	1,150,119
平成19年	143	37	106	500	937,900
平成24年	114	—	—	434	931,700
平成26年	103	—	—	471	1,276,200
平成28年	108	—	—	477	1,132,500

※平成24年以降は経済センサス活動調査による

表4-2 工業の推移(工業統計)

区 分	事業所数	従業者数	製造品出荷額	1事業所当たり 出荷額	従業員1人当たり 出荷額
平成 4年	事業所 43	人 1,126	万円 615,597	万円 14,316	万円 547
平成 8年	38	902	543,469	14,302	603
平成12年	33	807	375,507	11,379	465
平成14年	28	579	258,473	9,231	446
平成16年	28	478	210,662	7,524	441
平成18年	20	377	164,933	8,247	437
平成20年	18	352	126,158	7,009	358
平成22年	13	182	81,134	6,241	446
平成24年	11	179	105,437	9,585	589
平成25年	10	181	105,474	10,547	583
平成29年	10	169	101,904	10,190	603

オ 観光・レクリエーション

本町は、津軽国定公園、県立自然公園の指定地域があり、特に夏には、折腰内海水浴場などへ県内外から多くの観光客や利用客が訪れている。また、中里地域には各種スポーツ施設を備えた運動公園や隣接する森林公園があり、特に森林公園内には、宿泊可能なふれあいセンターとコテージが整備されている。

観光客数は、平成14年をピークに減少が続いている。これは、近年の観光が「観光地を見て回る観光」から「観光地で体験して楽しむ観光」へ移行していることも一因と考えられる。

今後は、近郊都市を中心とした体験型観光客を積極的に受け入れられるよう、メニューの幅を広げ、滞在型観光客の増加につながるような施設整備を進めていくとともに、町の新・ご当地グルメ「中泊メバル膳」シリーズの強化や、北海道新幹線奥津軽いまべつ駅の有効活用など、ソフト面での対策強化を図っていく必要がある。

表5 観光入り込み客数の推移

施設等名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比
運動公園	人 22,473	人 23,369	人 24,960	人 25,131	人 28,893	人 31,614	% 109.4
折腰内 海水浴場	人 15,226	人 14,231	人 15,910	人 15,495	人 11,207	人 10,932	% 97.5
農産物直売所 ピュア	人 122,916	人 136,793	人 149,086	人 151,576	人 150,398	人 153,743	% 102.2
道の駅こどもり	人 38,927	人 41,437	人 47,049	人 37,365	人 45,495	人 37,469	% 82.4
徐福の里	人 28,908	人 29,440	人 27,651	人 12,810	人 8,506	人 7,892	% 92.8
イベント／行事							
ビーチサッカー (略称)	人 6,000	人 6,500	人 7,100	人 5,200	人 6,800	人 6,000	% 88.2
なかどまりまつり	人 4,000	人 5,500	人 5,500	人 4,600	人 4,000	人 3,500	% 87.5
竜泊ライン ウォーキング	人 106	人 176	人 306	人 260	人 274	人 207	% 75.5
大沢内ため池 ウォーキング	人 232	人 264	人 320	人 319	人 385	人 237	% 61.6
合計	人 238,788	人 257,710	人 277,882	人 252,756	人 255,958	人 251,594	% 98.3

(2) その対策

ア 農業

- ①農業の振興を図るため、J Aや西北地域県民局地域農林水産部と連携して、地域のリーダーとなる認定農業者等の担い手、新規就農者の確保・育成に努める。
- ②地域の農業の未来に向け、経営規模の拡大やスマート農業などの未来技術の活用を推進することで生産性の向上及び所得の拡大を図る。
- ③地域協業組織や共同作業体制の確立、水利施設・ほ場の整備や適正な維持管理、農地の集団化、農道の整備など、生産基盤の充実等を強力に推し進める。
- ④消費者の食の個性化・多様化と安全性への要求が高まる中で、米中心の農業からの転換を推進し、花き、野菜に至るまで消費者のニーズにあった特色ある作目・作型等の調査研究を進める。
- ⑤T P P発効による、農家経営の安定化に資する取組みを一層進める。
- ⑥冬の農業の活性化と併せた高付加価値型農業の確立に取り組む。
- ⑦道の駅等のふれあい交流施設を活かした地産地消の推進や、グリーン・ツーリズムに代表される交流型農業の推進に努める。
- ⑧6次産業化を目指して整備した加工販売施設の一層の活用・整備を図る。
- ⑨稲わら焼却などの問題を解決するべく、廃棄物の有効利用、適正な処理に資する対策を行う。
- ⑩農業用ため池の老朽化状況等を踏まえた中期的な改修等のコストの見通しを明らかにし、保全対策実施時期、対策工法、概算工事費等を記載した個別施設計画を策定することで、営農活動や住民生活に影響が及ばないよう努める。
- ⑪本町の基幹産業である農業を地域の成長産業の1つとして位置づけ、持続可能な活力を維持・確保していくために、基幹的な担い手等の育成・確保や生産基盤を整備するとともに、消費者ニーズに対応した農産物の品質向上、高付加価値化、販路拡大に向けて、アドバイザー等の外部の人材、知見、技術の導入を図るなど、地域活性化に向けた強化に取組み、魅力ある農業の実現を目指す。

イ 林業

- ①計画的な育林や林道整備など基盤の整備を推進し、森林が持つ災害防止等の公益的機能の保持に努める。
- ②観光・交流の場としての活用や、木炭などの特用林産物を活用した特産品の開発等に積極的に取組み、林業経営基盤の強化を図る。
- ③環境対策として注目を集めている里山の整備を図る。

ウ 水産業

- ①漁港の整備を計画的に進めるとともに、魚礁設置など漁場環境の復元・海の森づくりに努める。

- ②漁協や水産事務所と連携して、漁家経営指導者などの人材育成や、高齢化による漁業後継者問題を解消するため、新規就業者の確保・育成に努める。
- ③マツカワガレイなどの養殖技術の確立と採算性の確保をはじめ、ナマコの幼生やコンブ養殖にも取り組みむなど、新たな漁業の形である“つくり育てる漁業”を確立し、将来を見据えた魅力ある水産業への発展を図る。
- ④活魚及び活魚の出荷体制の充実、水産加工品の研究・開発のほか、新しい技術による水産鮮度保持施設の整備等に努め、漁業経営の近代化を進める。
- ⑤「ここだけ」「今だけ」を売り出す食の限定ブランドを活かし、漁業体験と食を組み合わせた観光との連携を推進する。
- ⑥未来を担う漁業者や担い手の育成支援及び求人サイト等を活用し、町外からの新規漁業者の獲得を目指す。
- ⑦燃料費や漁業資材の高騰により漁業経営が苦しいことから、新たな販路開拓や新商品開発などを推進し、経営の安定化を図る。
- ⑧水産物の付加価値向上に向けた講習会や技術指導への講師の起用等、外部人材を活用し、実践的かつ専門的な知識・技術を身に付けた中核的役割を果たす人材の確保を図る。

エ 商工業

- ①既存商店・商店街は、空店舗の活用や各種イベントの開催への支援、観光と連携した特色ある環境整備の推進、高齢者にもやさしい魅力ある商店街づくりの促進支援等の施策を展開する。
- ②商工会等と連携を強化し、住民の地域内商店の利用を促進し、町内での消費活動の活発化に努めるとともに、観光分野と連携した商品開発を支援する。
- ③再生可能エネルギーを地域で導入する企業等の立地を推進し、企業誘致助成制度の確立等を図って、環境にやさしい企業の誘致に努める。
- ④新たな商品開発やブランド化への取り組み等を積極的に支援するとともに、ベンチャー企業設立育成に努めるなど、雇用機会の拡大に向けた取り組みを展開する。

オ 観光・レクリエーション

- ①全体的な観光コンセプトと整備方針を再構築し、これに基づき各観光拠点施設の充実や海と森と川の観光ネットワーク化整備の推進、冬期観光を含めた津軽半島の広域観光ルートの定着化等を進め、東北・道南・首都圏からの観光客を中心に大幅な入り込み増加を目指す。
- ②北海道新幹線奥津軽いまべつ駅を有効活用するため、観光受け入れ態勢の確立を図り、体験農漁業やビーチサッカーフェスタなどの観光イベントの強化・充実、新・ご当地グルメの普及宣伝、新イベントの創出など、県内外に対するPR・集客活動の促進等を図る。また、あわせてその水先案内となるポスターやパンフレット、映像等の資源を逐次更新し、新鮮な情報の提供に努める。

- ③清潔なトイレ、分かりやすい道路標識、見やすい案内板などの観光利便施設整備は、独自性を発揮した整備を図り、老朽化施設等の改修によってイメージ向上に努める。
- ④高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーの推進、観光客に対するおもてなしの心向上に努める。
- ⑤町の代表的な観光資源である権現崎遊歩道や不動の滝遊歩道の安全性を保つとともに、利便性を高めるためにトイレや東屋を整備するなど、一層の活用及び観光客の誘致に努める。
- ⑥町に眠る観光資源をくまなく発掘し、また既存観光資源のブラッシュアップを一層進め、中泊町の認知・ブランド化に取り組む。
- ⑦中高生や若手の声を積極的に拾い上げ、一緒になって商品開発やPR事業を行って郷土に対する認識を深め、人材の定着を図る。
- ⑧青森県にある縄文遺跡群や町有形文化財である宮越家など、郷土の歴史・文化などを用いた他市町村間と連携した新たな観光メニュー・ルートの開発及びその支援に取り組む。

○施設の目標

- ・農林水産業施設（集約化及び長寿命化）
- ・観光施設（長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営五所川原第二地区農地整備事業	県	
	(2) 漁港施設	漁港漁場整備事業	県	
	(3) 経営近代化施設 農業	県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業	県	
		県営沖原堰第二地区農業用河川工作物応急対策事業	県	
		県営ため池整備事業	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業	県	
水産業	県営基幹水利施設管理事業	県		
	県営基幹施設管理体制整備事業	県		
		水産鮮度保持加工施設 水産物養殖・直売施設整備事業	町 町	
(8) 観光又はレクリ エーション	観光施設等改修事業 権現崎遊歩道整備事業 不動の滝遊歩道等整備事業 道の駅整備事業	町 町 町 町		
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	第1次産業	稲わら有効利用推進事業 (事業内容) 圏域自治体において、稲わら焼却防止重点地 域を指定した上で、周知活動や有効利用に向け た各種支援を行う。 (事業の必要性) 稲わら焼き等の煙による大気汚染を防止すると ともに、住民の健康被害を防止する必要があるた め。 (事業の効果) 大気汚染の防止により、安全・安心な住民生活 を確保するとともに、稲わらの有効活用を通じて資 源循環システムが構築される。	町	

		漁業担い手育成推進事業 (事業内容) 漁業の後継者育成や新規漁業者の獲得に向け、地域の子どもたちへ漁業について学ぶ場を提供する。 (事業の必要性) 人口減少が急速に進む中、基幹産業である漁業においても、後継者不足や新規就業者が不足しており、人材育成・確保が急務のため。 (事業の効果) 新たな人材の育成・確保を通じて漁業全体が活性化され、更なる担い手の確保にも繋がる。	町	
	商工業	地域小規模事業振興対策事業 (事業内容) 小規模事業者を対象に、事業の活性化や販売力強化策等をテーマとした各種相談指導や講演会等を実施する。 (事業の必要性) 小規模事業者の販売力強化を通じて、地元商店街を中心とした地域経済の活性化を図る必要があるため。 (事業の効果) 小規模事業者の販売力強化を図ることにより、事業者の所得向上が図られるとともに、商店会が活性化し、個性にあふれた魅力ある街づくりにも資する。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
中泊町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

ア 現状及び課題

上記(1)のとおり

イ 課題を解決するために実施する事業内容

上記(2)及び(3)のとおり。また、これらの産業振興施策の実施については、青森県及び近隣市町村との連携に努めるものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光に関する公共施設については、地域における振興と活性化、交流人口の拡大を目的として整備されたものであり、町の誇る豊かな自然環境とともに観光振興にとって必要な施設である。

町公共施設等総合管理計画においては、「施設の利用状況、類似施設の配置状況等を勘案し、アセットマネジメントを取り入れ、費用対効果の面から施設の見直し等を進め適正化を図り、また、施設の新設にあたっては既存施設との複合化・多目的化についても検討し、必要な場合のみ適正規模を考慮した新設にとどめ、必要なサービス水準を確保していく。」と記載しており、本計画でも同様の方針としていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報基盤については、町内全域に光ケーブル通信網が整備され、町内における情報通信環境の格差は解消されているが、新たな超高速通信システムである5Gが普及拡大し、都市部と地方における新たな情報通信環境の格差が生じている。このことから、産業活動のための情報収集、住民が等しく快適で充実した生活ができる環境、都市部との情報格差、交流による地場産業の活性化などに対応するためにも、既存情報網の更新、無線技術による情報網や新たな技術による情報基盤の整備により、継続的な高速通信基盤の整備・更新に努め、これまで以上に積極的にICTを利活用することが必要である。

(2) その対策

- ①情報通信技術を利用した市場動向、消費者ニーズの把握、農産物の生産や販売など産業経済活動の支援環境を整備するとともに、医療・福利・教育・防災など公共的分野の情報化を推進し、情報ネットワークを利用した行政サービスの充実と行政情報の公開に努める。
- ②国・県の動向及び民間企業等の情報通信技術動向を注視しながら、町内全域の高速通信網整備、新サービスや技術導入に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 (2)過疎地域持続的発展特別事業			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における電気通信施設等情報化のための施設等の整備にあたっては、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の道路交通網は、弘前市を起点とし、五所川原市を経て本町を縦断し、竜飛岬に至る国道339号を幹線とし、主要地方道鱒ヶ沢蟹田線、一般県道富范薄市線などの県道と、それらを連絡する町道によって構成されている。また、国道339号にほぼ並行して走り、南津軽郡藤崎町から本町に通じる五所川原広域農道（こめ米ロード）も、重要路線のひとつとなっている。令和2年には、この国道339号線と鱒ヶ沢蟹田線を結ぶ五所川原車力線が完成し、津軽令和大橋が開通した。これにより、医療や福祉、観光施設などへの移動や地域間交流の促進が期待されている。

交通機関は、国道と並行して五所川原市と本町を結ぶ日本最北の私鉄津軽鉄道が走り、また、津軽半島の基幹的な路線バスとして五所川原～小泊線も運行しているほか、町独自に地域連絡バス、武田・中高線バスなど、政策的にコミュニティバス運行を行っているが、生活スタイルの変化や、令和3年度末をもって県立中里高等学校が閉校するなどの社会的要因に伴い、公共交通の再編が喫緊の課題となっている。

ア 国道及び県道

国道339号は本町を南北に縦断しており、道路交通網の根幹をなしている。

国道の整備状況は、小泊地域で局部的に狭隘か所や側溝未整備区域、安全施設未整備区域が見られる。

県道は主要地方道1路線、一般県道6路線となっており、東津軽郡、五所川原市、つがる市を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

県道の整備状況は、小泊地域で一部未改良区間がある。

イ 町道

町道は488路線で延長281kmとなっており、このうち生活関連主要路線である一級町道は24路線、延長43kmである。二級町道は17路線、延長28km、その他の町道447路線、延長209kmである。

整備状況は、人家連たん区域はほぼ整備されているものの、改良率23.1%、舗装率41.7%と整備が遅れている。このことから、改良・舗装の進捗率を高めていくとともに、歩道の整備や安全施設、舗装の高級化など、高規格道路の整備を図る必要がある。また、今後は老朽化が進み更新時期を迎える道路や橋りょうが増大することが予想されることから、従来の事後保全型維持管理対策から予防保全型維持管理対策へと転換を図り、計画的な管理・改修等の整備が必要である。

ウ 農道及び林道

農道は農免道路、広域農道などが土地改良事業により整備されてきた。近年は、農業機械の大型化が進行しており、一層の農道整備を推進する必要がある。

林道は、林業経営の近代化・多角化と公益機能増進の見地から、森林基幹道の整備を進めてきたが、今後も森林の持つ国土保全機能や自然環境保護の面から適切な管理を行い、防災道路としても整備を進めていく必要がある。

エ 交通の確保

本町の公共交通機関は、鉄道と路線バスにより確保されている。津軽鉄道は、日本最北の私鉄で、津軽北部の中心都市五所川原市と本町とを結んでおり、通勤・通学、つがる総合病院やかなぎ病院等への通院など、住民の生活に密接に関わっている。しかし、マイカーの普及と人口減少などにより、利用者は年々減少している。

路線バスの利用者の減少も著しく、廃止路線が出るなど、高齢化社会を迎え自家用車などの手段を持たない移動制約者への移動手段確保策を急ぐ必要がある。

これらの課題を解決するため、地域公共交通計画を策定し、将来にわたって持続可能な交通となるよう再編を進め、効率的な運行に努める必要がある。

冬は、交通機関の途絶や産業活動の停滞など、生活環境を阻害する大きな要因となっている。特に、日本海から吹きつける偏西風によって発生する地吹雪は、白い悪魔的存在となっている。このため、冬期間の交通確保には多大な労力と経費を必要としており、町の財政圧迫の要因にもなっている。スタッドレスタイヤによる通行が常識となった現在では、冬期間の良好な道路環境確保には一層の配慮が必要となっている。

管内の除排雪は、国道・県道は県が、町道は町が実施している。

このような冬期間の交通事情に恒久的に対応するため、防雪柵の設置や融雪溝の整備、スタッドレスタイヤに対応した道路整備、竜泊ラインのロードヒーティングによる冬期間の全面運行などが必要であるほか、新たに地域住民参加による除排雪も検討する必要がある。

(2) その対策

ア 国道及び県道

- ①側溝未整備区域や狹隘か所解消を関係機関に働きかけていく。
- ②冬期間の交通確保のため、防雪柵設置を一層働きかける。
- ③一般県道は、狹隘か所及び側溝未整備区域の整備を働きかける。

イ 町道

- ①産業活動や日常生活に密着した道路や、安全対策の面では、子どもたちの通学路などを重点的に整備する。
- ②公共施設、観光レクリエーション施設などへのアクセス道路の整備を進める。
- ③小泊地域へのアクセス道路は国道339号線しかなく、災害発生時は孤立状態となる可能性が高いため、別のアクセス道路の整備を検討する。
- ④従来 of 事後保全的な対応から、定期的かつ計画的な道路・橋りょうの点検・診断・修繕を行い、適切な維持管理対策の推進に努める。
- ⑤集中豪雨や洪水等に備えるため、排水路の計画的な整備を推進する。

ウ 農道及び林道

- ①広域農道の機能向上を関係機関に働きかける。
- ②農業機械の大型化に対応した農道整備を進める。
- ③森林の機能区分等を勘案して林道を整備する。
- ④農道施設の定期的な点検を実施のうえ、保全計画を策定し、施設の適切な維持管理及び長寿命化に努める。
- ⑤林道橋定期点検長寿命化計画に基づき、林道施設の維持管理及び更新等を適切に行い、住民の安全確保に努める。

エ 交通の確保

- ①公共交通機関は、乗降客数の極端な減少により赤字路線が増えているが、住民の足を守る立場から積極的な支援を行い、その確保に努める。
- ②関係者らと広域的な協議により検討し、公共交通事業者に対し必要な支援を行う。
- ③津軽鉄道の再興のための支援を継続し、観光やイベント等による活用を推進し、利用者の増加を目指す。
- ④地域公共交通計画を策定し、将来にわたって持続可能な交通となるよう再編を進め、事業費の削減及び効率的な運行に努める。
- ⑤生活路線を確保するため除排雪体制の強化を図る。
- ⑥スタッドレスタイヤに対応した道路整備を推進する。
- ⑦防雪柵、消雪パイプ、ロードヒーティング、融雪溝等、消・防雪施設の整備により、通年交通体系の確保を図る。

○施設の目標

- ・道路、橋りょう（長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道51号線ほか道路改良事業 L=2,300m 町道1号線ほか舗装整備事業 L=15,600m 折戸下前線ほか法面補修事業 L=2,300m 町道9号線ほか側溝整備事業 L=2,700m 中里地区融雪溝整備事業 L=500m 町道3号線ほか防雪柵整備事業 L=1,200m 中里地区排水整備事業 流路工 L=1.370m 調整池 3箇所	町 町 町 町 町 町 町	
	橋りょう	小泊中央線(出会橋)ほか橋梁補修事業 N=4橋	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス運行補助事業 (事業内容) 地域路線バス運行事業者が運行する不採算バス路線に対し、支援を行う。 (事業の必要性) 地域住民の日常生活に必要な交通路線を確保する必要があるため。 (事業の効果) 不採算バス路線への支援により地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。	町	

		<p>地域コミュニティバス運行事業</p> <p>(事業内容) 飛び地合併により生じた拠点間の移動、買い物、通院・通学等のために地域路線バス運行事業者が運行する不採算バス路線に対し、支援を行う。</p> <p>(事業の必要性) 地域住民の日常生活に必要な交通路線を確保する必要があるため。</p> <p>(事業の効果) 不採算バス路線への支援により通院や通学等をはじめとする地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。</p>	町	
	交通施設維持	<p>橋りょう定期点検事業</p> <p>(事業内容) 長寿命化修繕計画(個別施設計画等)に基づき、定期点検を実施する。</p> <p>(事業の必要性) 橋りょうに係るメンテナンスサイクルを確立させ、道路交通及び地域住民の安全を確保する必要があるため。</p> <p>(事業の効果) 道路交通及び地域住民の安全を確保するとともに、今後増大が見込まれる橋りょうの修繕、架替えに要する経費のコスト削減を図ることが可能となる。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

インフラ施設については、社会基盤として社会経済活動や地域生活を支えるものであり、防災対策にも多大な影響を及ぼすため、安定的な確保が必要となることから、一定の維持更新費用が欠かせない状況である。

町公共施設管理計画においては、「施設の維持管理を事後的・対処療法的な対応から計画的・予防的な対応に転換し、適宜、点検・診断等を行い、施設の劣化が進行する前に施設の性能を維持するとともに、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減する。」と記載しており、本計画でも同様の方針としていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道施設は上水道によるもので、その給水は町が中泊町中里水道事業と中泊町小泊水道事業として直接行っている。中里水道事業の水源は、深井戸さく井による地下水で井戸は5本あるが、老朽化と地下水枯渇の不安を抱えている。小泊水道事業の水源は、冬部川及び小泊ダムの貯水であり、水量は安定している。

イ 下水道・下水路

生活水準の向上や経済活動の拡大により、生活雑排水の増加が著しく、環境悪化の原因となっている。豊岡・福浦地区では農業集落排水事業、下前地区では漁業集落排水事業を実施中であるものの、未整備地区が多く、一層の下水道整備が求められる。

ウ 消防救急施設

本町の消防救急体制は、市町村合併に伴い、津軽北部広域事務組合が平成17年に解散し、五所川原地区消防事務組合に再編され、町内には中里消防署及び小泊消防署が配置されている。

非常備消防は、中泊町消防団の傘下に13分団が組織され、常備消防と連携を保ちながら消防活動にあたっている。

消防水利は、整備計画に基づいて進めているが、まだ基準を下回っており、計画的な整備を進めていく必要がある。

表6 消防力の状況(令和3年4月1日現在)

区分	消防署						消防団						消防水利	
	消防署	消防署職員	消防ポンプ車	自動車	指令車	救急自動車	消防団	本団	分団	団員	消防ポンプ車	小型自動車	消防栓	防火水槽
中里消防署	1	36	2	1	1	1	1	1	10	195	8	12	174	78
小泊消防署	1	19	1	1	1	3			81	2	2	101	16	
計	2	55	3	2	2	1	1	1	13	276	10	14	275	94

エ 防災

東日本大震災以降、全国的な防災意識の高まりがみられ、本町も例外ではない。海拔表示看板整備や避難場所への発電機設置など、必要な対策を進めてきたが、地震以外にも暴風雨や洪水、落石など、町民生活を守るさまざまな防災対策が必要な分野であるため、関係する機関と連携しながら、防災資機材の整備や情報提供体制の構築、事前の対策（減災対策等）に関する計画の作成など、総合的な対策を進める必要がある。

オ 公営住宅

現在、町営住宅の管理戸数は、公営住宅391戸、改良住宅70戸、特定公共賃貸住宅10戸、若者定住住宅4戸であるが、その半数近くが老朽化し、建て替えが必要となっている。

今後、若年層の定住化を促進するためには、快適な住宅を確保する必要がある。また、高齢化社会に対応した総合的な居住環境の整備が必要であり、これらを考慮した住宅の整備をさらに推進する必要がある。

カ ごみ処理及びし尿処理

ごみ処理は、可燃ごみを西北五環境整備事務組合が処理しているが、設備の老朽化により焼却能力が低下し、計画処理量を下回り場外処分が発生する恐れがあるため、その対策が急務となっている。

資源ごみ以外の不燃物は町が埋め立て処理をしている。現在稼働しているごみ処分場は平成25年度に供用を開始したが、すでに搬入終了及び終了する予定の廃棄物最終処分場は、環境への悪影響がないよう適切に閉鎖する必要がある。

し尿処理は、汲み取りと浄化槽による処理でほとんど対応され、運搬されたし尿・浄化槽汚泥は西北五環境整備事務組合により広域処理されている。近年、生活水準の向上によるトイレの水洗化が望まれており、これに対応した下水道施設の整備が待たれている。

キ 火葬場

核家族化の進展により、近年は葬儀に対するニーズが変わってきており、火葬するだけの施設では対応が難しくなっている。特に、身寄りのないご遺体などは、火葬場で葬祭を済ませたいといったニーズが聞かれ、本町施設の老朽化等もあり、それらに対応した火葬場の整備が急務となっている。

ク その他

近年の過疎化及び高齢化等に伴い、町内において空き家等が増加しており、生活環境に影響を与えかねないため、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止する観点から適正な管理が必要である。

また、人口減少などを背景に、住民生活に欠かせないガソリンや灯油の供給が、町事業者の努力だけでは、供給体制を維持することが厳しくなりつつあり、各地区の給油所の廃止や撤退等がでないよう安定供給の仕組みづくりを検討する必要がある。

そのほか、標識や防犯灯・照明灯の更新などの対策を行って、安心して暮らせるまちづくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- ①安定供給に向けた水源の確保、水質管理の徹底、水道管路の改修等を推進し、上水道事業の効率化及び未整備区域の解消に努める。
- ②緊急事態に備えた水道施設整備を推進する。
- ③水道料金収納対策を強化することで、水道施設び維持・管理の適正化を図り、健全な経営に努める。

イ 下水道・下水路

- ①美しい自然環境と快適な居住空間を確保するため、地域特性を活かした下水道整備方針を再構築する。
- ②特定環境保全公共下水道事業や、集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業等を推進し、適正な維持管理を行う。

ウ 消防救急施設

- ①常備・非常備消防の組織及び庁舎・屯所・装備等の強化・充実を図るとともに、救急救命体制の充実を図る。
- ②消防組織と住民自ら取り組む自主防災組織との連携強化、消防水利施設の整備推進等を進める。
- ③国が進める広域消防体制の充実・強化を図る。

エ 防災

- ①災害時において、地域住民が正しい情報・知識をもって避難できるよう、地域防災計画の策定やハザードマップの作成等を行うとともに、危険か所の点検・予防対策の実施など、災害に強いまちづくりを進める。
- ②沿岸の小泊地域は、津波への対策が急務であることから、津波避難計画に基づいた円滑な避難が図られるよう、必要な情報提供、案内看板の設置等の対策を進める。
- ③土砂崩れや岩石崩落の危険がある場所の状況を把握し、その崩落対策を促進する。
- ④洪水に備えるため、河川の水害対策を関係機関に働きかけるとともに、速やかな排水を促すため排水路の整備を計画的に進める。
- ⑤速やかで効果的・効率的な災害情報提供を行うため、必要な資機材の整備や態勢づくりを図る。
- ⑥多様な自然災害に合わせたハード対策を実施し、発災時の被害を最小限に抑えられるまちづくりを進めるとともに、スムーズな避難行動や要配慮者等の逃げ遅れを防ぐため、地域住民や防災関係機関との連携に係るソフト対策を推進し、命を守る対策を実施する。また、発災後の早期復旧や住民生活の回復を目指し、事前に復旧・復興計画や行政機能の回復対策を進めていく。

- ⑦地震や津波、風水害など、災害時に速やかに避難できる体制を整備する等、防災・災害対応機能の向上を図るとともに、住民と行政との「自助」・「共助」・「公助」による防災意識の普及に努め、いざというときに迅速な対応がとれるよう、関係機関、自主防災組織と連携した共助の体制づくりを進める。
- ⑧倒壊の危険など近隣に被害が及ぶ可能性のある空き家について、所有者に解体・撤去を促し、地域住民の安全を確保する。

オ 公営住宅

- ①適地を選定し、宅地造成事業の推進や民間住宅開発事業の誘発等を進める。
- ②老朽化した住宅の計画的な改修・建替・集約化等の整備を行い、状況・規模に合った建設を進め、不足のない住宅供給を目指す。
- ③若年層の定住を促進するため、若年層が定住を希望するような公営住宅の整備を図る。

カ ごみ処理及びし尿処理

- ①ごみ処理の収集体制の効率化を図るため、分別収集を徹底するとともに適切な時期にごみ収集車を購入・修繕する等により、安定的・効率的なごみ処理の体制を強化する。
- ②資源保護の観点から、ごみの減量化運動、リサイクル運動を進める。
- ③新たに建設した不燃ごみの最終処分場が少しでも長く使われるよう、延命化に資する取組みを強化する。
- ④し尿処理については、広域処理体制の拡充を進めるとともに、下水道施設の整備を促進する。
- ⑤すでに搬入が終了したごみ処分場及び終了する予定の処分場は、適切な閉鎖に努める。
- ⑥西北五環境整備事務組合のごみ処理施設について、先進的設備を導入する等により処理能力を向上させ、施設の延命化を図るとともに地球温暖化対策も実施する。

キ 火葬場

- ①多様化する火葬場等のニーズ把握に努め、つつがなく最後の儀式を行えるよう住民ニーズに配慮し、近隣市町との広域利用も検討しながら整備を図る。
- ②高齢化による火葬需要の増加に対応するため、設備等の定期的な点検の実施により、適切な修繕・改修の計画的な実施に努める。

ク その他

- ①町民が安全・安心に生活できる環境づくりを図るため、適正に管理されていない空き家への対策を進める。崩壊等の恐れのある危険なものに関しては解体・撤去を基本とし、その他利活用が可能なものに関しては、所有者の意向とニーズをマッチングする仕組み構築や、改修費用の助成など必要な対策の実施に努める。
- ②給油所はガソリンや灯油等の燃料供給拠点であり、冬期における生活環境への影響は特

に大きく、地域の活力を維持するためにも生活インフラの不足と一体で考え、各地区の給油所の維持に努める。

③標識や照明の補修・更新等を行い、安心・安全なまちづくりに努める。

④情勢の変化に対応し行財線運営の効率化を進め、安定的で持続可能な行財政運営を実現するため、町公共施設等総合管理計画を更新し、本町が保有する公共施設等の適切な維持管理に努める。

○施設の目標

- ・上下水道施設（長寿命化）
- ・消防防災施設（長寿命化）
- ・その他施設（集約化及び長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(4)火葬場	斎場整備事業	町	
	(5)消防施設	消防水利施設維持管理事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防災情報提供システム(防災カメラ)設置事業 (事業内容) 現在設置している防犯情報提供システム(防災カメラ)を、より適正な場所へ移設する。 (事業の必要性) 現在設置している建物が老朽化しており、倒壊の危険性があることから、速やかに移設を行う必要がある。 (事業の効果) 防災情報をより的確に取得できる位置に移設することで、災害の状況・情報を住民へ正確に提供可能となり、住民の安全を守ることができる。	町	
	その他	公共施設等総合管理計画更新事業 (事業内容) 町の公共施設等総合管理計画を更新する。 (事業の必要性) 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画を更新する必要があるため。 (事業の効果) 行財政運営のスリム化・効率化を進め、安定的で持続可能な財政運営を実現することが可能となる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境の整備のための施設等の整備にあたっては、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉・子育て支援

出生率の低下による少子化の進行は、近い将来、人口の減少に伴う活力の低下など、社会経済のさまざまな分野に大きな影響を及ぼすことが懸念される深刻な問題である。

本町では、核家族化の進行や共働き世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる地域の保育機能の低下に対応するため、認定こども園に地域子育て支援センターを併設して、子育てや育児中の暮らしに関する情報を発信するとともに、相談を受けるなどその支援をしている。また、少子化が急激に進行する中で、仕事と育児を両立させ、働きながら子どもを産み・育てやすい環境をつくるため、延長保育や一時預かり保育、乳児保育の実施、放課後児童健全育成事業、保育料の無料化、乳幼児及び高校生までの子どもの医療費無料化、インフルエンザ予防接種費用助成等、さまざまな支援を行っている。

今後は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少の抑制に資する取組みを進めるとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づいた効果的な対策を実施することが求められる。未来を担う子どもたちを町の宝として、親と地域社会がつながり、支え合って子どもを育む地域社会を作るため、更なる取組みを推進する必要がある。

イ 高齢者福祉

平成27年の国勢調査における本町の65歳以上の人口比率は38.3%で、高齢者が3人に1人を上回る高齢化社会を迎えている。今後も平均寿命の伸び、若者の流出、出生率の低下等により高齢者比率が上昇することは確実であるとともに、核家族化の進行等によって高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加が予想される。そのため、高齢者が豊かな人生経験を活かして積極的に地域社会に参加できる機会を創出し、生産活動や健康づくり、ふれあい等を通じて介護予防や自立が図られるよう支援し、また、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう「地域包括ケア」の構築を進める必要がある。

本町では、これまで福祉センター、老人憩の家等の施設面で、またホームヘルパーや保健師等のマンパワーの強化など人材面での充実を図ってきたが、施設の老朽化などによって急激に進行する高齢化社会に対応しきれない状況にある。

そのため、若者から高齢者まで全ての世代が交流できる温泉施設、リハビリ・トレーニング施設、町特産品販売所、レストラン、災害時の避難所の機能が一体となった総合福祉健康センターの整備を図り、地域の活性化につながる中心施設となるよう関連施策を展開していく必要がある。

ウ 障がい者（児）福祉

現在、障がい者手帳を持つ町民は身体障がい者手帳 542 名、療育手帳 103 名、精神障がい者保健福祉手帳 113 名となっている。

このことから、障がいがあっても地域の協力を得ながら日常生活を送るために、障がい福祉計画に基づき計画的に施策を推進する必要がある。

エ 保健衛生

令和元年における本町の死亡者 185 人の死因別状況をみると悪性新生物（26.5%）が最も多く、次いで心疾患（19.5%）、老衰（11.4%）の順となっている。また、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の三大疾病による死亡が全体の 51.9% を占めている。

三大疾病は、早期発見、早期治療が肝要であることが知られており、町では各種健（検）診を実施しているが、その受診率は特定健診 34.2%、胃がん検診 13.9%、大腸がん検診 20.8%、乳がん検診 16.8%、子宮がん検診 15.2% となっている。乳がん・子宮がん検診の受診が増加傾向にあるのに対し、他のがん検診受診が低下傾向にあることから、特に男性の健（検）診受診を図ることで、全体的な受診率の向上を目指し、啓蒙活動を行って住民の健康意識向上を図っていく必要がある。

保健活動は、保健師 6 人を配置し、各地域で保健協力員と連携をとりながら展開されているが、高齢化社会への更なる対応等を図る必要がある。

今後は、保健活動の拠点となる保健センター及び母子保健の充実を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となった在宅ケアサービスの確立が必要となっている。

表7 主要死因別死亡者数の推移

(単位:人)

年次	総数	脳血管疾患	心疾患	悪性新生物	老衰	事故死	肺炎	その他
平成20年	187	24	36	65	7	5	16	34
平成21年	176	16	29	61	5	7	19	39
平成22年	212	24	31	62	15	7	23	50
平成23年	194	19	29	62	10	6	27	41
平成24年	209	32	33	55	16	9	26	38
平成25年	195	18	34	56	15	7	19	46
平成26年	193	16	20	53	22	5	32	45
平成27年	226	22	33	67	20	3	21	60
平成28年	194	24	32	63	12	6	14	43
平成29年	216	13	35	65	20	10	12	61
平成30年	210	11	33	60	16	5	10	75
令和元年	185	11	36	49	21	12	9	47

(資料:青森県保健統計年報)

(2) その対策

ア 児童福祉・子育て支援

- ①次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう、多様化する保育ニーズに対応するため、認定こども園の適正な配置による保育サービスの充実に努める。
- ②子育て支援サービスや学童保育を継続・拡充し、家族支援・生活支援体制の整備・連携強化に努める。
- ③母子保健活動の充実や子育てに関わる学習・交流機会の拡充、情報提供・相談体制の充実等、総合的な子育て支援の強化に取り組む。
- ④ひとり親家庭が地域で孤立することがないように、相互交流や親睦を図り、地域社会全体で支える体制づくりを推進する。
- ⑤子育てがしやすい町を目指し、人口定着を図るため、医療費給付など子育て世帯に配慮した施策を強力に推進する。
- ⑥子どもを持ちたいと考えている子育て世帯の親の希望を実現できるよう、不妊治療等、出産に結びつく支援を推進する。

イ 高齢者福祉

- ①地域社会で必要とされる福祉人材の確保を図り、新しい福祉の考え方やケアマネジメントを中心とした福祉関係職員の充実に努める。
- ②社会福祉協議会や民間事業者を活用しながら、ホームヘルプサービス事業等を中心とした在宅福祉サービスの充実に努める。
- ③介護保険対象サービス外の介護予防・支援サービスや保健サービスの充実、バリアフリーのまちづくりの推進等に努める。
- ④高齢者に対する生きがい活動支援や移動交通手段への支援充実等、高齢者の活躍の場を拡充することにより、シルバーパワーの活用を促進する。
- ⑤シルバー人材センターとの連携を深め、高齢者の再就職のための啓発活動を行う。
- ⑥誰もが利用しやすい総合福祉健康センターの整備を図る。
- ⑦災害時に高齢者が円滑に避難できるよう、地域と連携しながら必要なシステム整備を図る。
- ⑧高齢者世帯の生きがいの喪失や孤独死の解消を図るため、地域福祉推進員、見守り交流員が中心となり、自治会や関係機関と連携し地域全体での見守り体制を整備する。

ウ 障がい者（児）福祉

- ①障がい者（児）の社会参加の機会の確保を支援する。
- ②障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する。
- ③社会福祉協議会や民間事業者を活用しながら、身近な場所において支援を受けられるよう、サービス基盤を整備する。

エ 保健衛生

- ①健康に対する自己管理意識の啓発を図り、各種健（検）診受診率の向上、予防接種等の充実に努める。
- ②住民及び行政が一体となった健康管理体制を確立するため、保健協力員等の連携・活動強化を図る。
- ③医療機関との連携を強化し、健康維持や健康快復のための情報や指導等、総合的なサービス提供体制づくりに努める。

○施設の目標

- ・社会福祉施設（長寿命化）
- ・保健衛生施設（長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	総合福祉健康センター建設事業	町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	乳幼児・子ども医療費給付事業 (事業内容) 乳幼児から高校生までの医療費を無料とする。 (事業の必要性) 町の定住人口の増加を図るためには、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行う必要があるため。 (事業の効果) 住民が安心して子育てできる環境が形成されることで、町の定住人口の増加が見込まれる。	町	
		乳幼児・子どもインフルエンザ予防接種事業 (事業内容) 乳幼児から高校生までのインフルエンザ予防接種費用を無料とする。 (事業の必要性) 町の定住人口の増加を図るためには、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行う必要があるため。 (事業の効果) 住民が安心して子育てできる環境が形成されることで、町の定住人口の増加が見込まれる。	町	
	高齢者・障害者 福祉	高齢者インフルエンザ予防接種事業 (事業内容) 高齢者を対象にインフルエンザ予防接種費用を無料とする。 (事業の必要性) 高齢者の重症化リスクを低減するとともに、まん延防止措置を図る必要がある。また、地域社会の中で安心して生活できる環境づくりを行う必要があるため。 (事業の効果) 重症化リスクが低減され、高齢者が健やかに生活することが可能となる。	町	

	その他	<p>地域の見守り活動推進事業 (事業内容) 町内会が主体的に実施する、見守りが必要な住民への支援や住民同士の支え合いに関する活動を支援する。 (事業の必要性) 住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、持続的発展を図るための各種行政サービスに加え、町内会が地域の課題を見つけて主体的に実施する取組(共助)も必要であり、共助の推進に向けた取組を活性化させる必要があるため。 (事業の効果) 共助に向けた取組が進むことにより、地域住民が共に支え合い、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことが可能となる。</p>	町	
--	-----	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のための施設等の整備にあたっては、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療施設は、国民健康保険診療所1、開業医3、歯科開業医3が設置されている。このうち町立診療所は、経営を医師に委託しており、町で直接経営はしていない。医療体制は、圏域6市町（五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町、深浦町）が「つがる西北五広域連合」を組織しており、平成18年に医療機能再編成を目指して基本計画（マスタープラン）を作成。平成21年に一部計画内容を改定し、現在その計画に沿って体制が構築された。圏域内の救急医療や、急性期医療を主体に高度・専門医療から一般医療までの医療サービスを提供する中核病院（つがる総合病院）が平成26年度に開院し、あわせて周辺の医療機関（サテライト病院、サテライト診療所）で、初期医療を中心とした地域医療ニーズに対応する体制となっている。

このうち、本町が属する津軽半島北部は「かなぎ病院」が設置され、当該地域をカバーするサテライト病院として重要な役割を果たしているが、近年、医師不足や診療報酬改定で医業収益が減り、さらに施設の老朽化に伴う修繕費が経営を圧迫するなど、経営難が深刻さを増している。また、小泊地域では唯一の医療機関となる小泊診療所は、住民の健康を支える非常に重要な施設であることから、その経営に配意しながら、適切な医療を受けられるよう必要な施設・設備等の導入を図る必要がある。

さらには、限られた医療資源を大切に使うため、病気にならないための対策を推進し、予防接種の推奨など町民の健康維持に努めることが必要となっている。

なお、平成27年度中に策定された青森県医療構想に関連し、今後人口の減少が予想される中で2025年における地域の適正な病床規模を検討するため、つがる西北五広域連合では地域医療構想に係る調整を行っているが、その策定・検討結果をふまえ、本町の医療体制を検討していく予定である。

(2) その対策

- ①優れた医師を育てつつ、医師の意欲がわく環境の整備を推進し、県や大学と連携しながら医師の確保を図る。
- ②広域連合による医療供給体制の充実に努め、町民に適切な医療環境を提供する。
- ③町内の診療所と中核病院との連携を強化し、緊急時や高度医療が必要になったときに、適確かつ迅速な医療サービスを受けられる体制づくりのために、必要な医療機器やネットワーク整備等を推進する。

○施設の目標

- ・医療施設（長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院	つがる西北五広域連合病院事業負担金	つがる西北五広域連合	
	診療所	医療機器設備整備事業	町	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	医師確保対策事業 (事業内容) 自治体病院の医師確保対策に係る経費について、負担金として支出する。 (事業の必要性) 西北地区の医療の中核的機能確保のために必要である。 (事業の効果) 医師確保対策を通じて、高度な医療の実施に必要な体制が確保されるとともに、地域住民の命が守られる。また、住民一人ひとりの健康寿命の増進にも繋がる。	つがる西北五広域連合及び町	
	その他	医師確保対策事業 (事業内容) 診療所の医師確保対策に係る経費を支出する。 (事業の必要性) 地域の実情に応じた初期救急医療体制の整備を図るために必要であるため。 (事業の効果) 医師確保対策を通じて、健康格差が是正され、住民一人ひとりの健康寿命の増進に繋がる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

自治体病院医療機能再編成により、つがる西北五広域連合が主体となって、つがる総合病院、圏域内サテライト病院の運営を行っており、診療所の医療施設、医療機器についても将来の医療需要に応じた計画的かつ適切な施設整備を行っていくこととしている。

町としても、医療施設及び医療機器の整備にあたっては、「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 生涯学習

生活水準の向上、週休2日制の普及などによる余暇時間の増大、長寿化等を背景に、生涯を通じた自己研さんへの関心が高まっている。

本町では、公民館活動を中心とする各種講座、教室等が実施され、生涯学習の中核をなしている。しかし、生涯学習に関する理念や目的意識が必ずしも明確でなく、分野だけが多岐にわたっていることに加え、実際の活動でも組織化、体系化が不十分な面が見られる。

生涯学習の理念を設定し、住民ニーズをふまえて体系的な学習システムを樹立しながら、行政と住民が一体となって推進するまちづくりにしっかりと位置づける必要がある。

イ 幼児教育

本町の幼児教育は、私立の幼稚園1施設で実施されていたが、平成27年度からはその私立幼稚園が廃止され、保育機能を併せ持つ4か所の認定こども園が重要な役割を果たしている。

教育年齢の低年齢化に伴い、幼児教育の重要性は増加することが見込まれ、幼児教育施設と児童福祉施設の機能拡充を進め、幼児教育の強化を図る必要がある。

ウ 小・中学校教育

本町の義務教育施設は小学校4校、中学校2校となっている。児童生徒数の推移を見ると著しい減少傾向を示しており、小学校の小規模校にあっては、適正な教育効果が望めないため統廃合により対処したものの、なお児童数が減少傾向にある。小泊地域においては、児童生徒の減少が著しいうえ、小学校及び中学校の校舎が老朽化により耐久力が不足してきていることから、新たに小中一貫校を建設し、令和4年度からの開校を目指している。

他にも、学校施設において老朽化が多数見受けられるため、将来の学校運営体制を見据えた計画的な改修・改築等が必要であるとともに、通学手段であるスクールバスの老朽化等も考慮し、児童生徒の通学安全確保のため更新する必要がある。

また、近年家庭の教育する力の低下や、学校内での児童生徒の問題行動等、ソフト面での課題が大きく取り上げられていることから、それらへの対応が喫緊の課題となっている。

表8 児童・生徒数の推移

(単位:校、学級、人)

年 度	小 学 校			中 学 校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
昭和 60 年	11	79	1,787	4	36	1,100
平成 2 年	11	72	1,456	2	26	888
5 年	11	69	1,319	2	22	740
7 年	11	65	1,200	2	22	676
12 年	8	49	894	2	21	621
15 年	6	42	803	2	16	460
18 年	4	34	700	2	14	409
21 年	4	34	583	2	14	358
24 年	4	31	498	2	15	312
26 年	4	27	438	2	13	280
29 年	4	31	387	2	11	223
令和 2 年	4	29	341	2	12	195

エ 社会教育

①社会教育・社会体育

社会教育は、総合文化センター、日本海漁火センター、公民館、学校、地域集会施設等を利用し、幼児から高齢者に至るまで各種学級講座の開設や任意団体への助成等、その推進実践に取り組んでいる。また、中里城跡・柴崎城址等先人の築いた貴重な文化遺産の保護保存を図り、後世に継承していく必要がある。地域振興のためには、各分野の人材確保と将来本町を担っていくリーダーの育成が必要である。

社会体育は、健康増進、余暇時間の活用等を目的とした活動が運動公園、野球場、ふれあい運動場、屋内プール、体育センター等を中心に活発に展開されている。また、各種スポーツイベント等の開催によって、町民の健康づくりに資する事業も行っている。

②施設

社会教育施設は、総合文化センター、日本海漁火センター、公民館などがある。また、体育施設は、体育センター、屋内プール、スキー場、運動公園、相撲場、ふれあい運動場及び学校施設となっている。運動公園は陸上競技場のほか、野球場、テニスコートがあり、圏域内でも有数の施設となっているが、野球場の夜間照明・スコアボードの整備、テニスコート数不足などが要望されている。

社会教育・体育施設は、公民館活動が盛んだった昭和時代に建築されたものが多く、老朽化等さまざまな課題が出てきており、公共施設の将来のあり方などについて検討を行うとともに、維持管理に係る経費削減及び長寿命化に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 生涯学習

- ①生涯学習の体系的な推進を図り、学習意欲の向上を図る。
- ②世代を超えての交流、高齢者の経験・知恵を伝える機会をつくる。

イ 幼児教育

- ①認定こども園の教育機能充実を図る。

ウ 小・中学校教育

- ①最新の技術開発動向をふまえたICT機器・教室の整備や校内ネットワークの改善を進める。
- ②適正な教育効果を得るため、保護者や地域の意見を聞きながら、学校の統廃合や小中一貫校の整備など時代のニーズに即した学校配置を検討するとともに、老朽化した校舎及び体育館等は計画的に耐震補強や改築を行う。
- ③通学の安全面からも、児童生徒の活動実態に合わせて通学バスの効率的運行に努め、スクールバスの更新を進める。
- ④学校と家庭の相互協力により学力向上対策を推進するほか、家庭の教育力向上を図る。
- ⑤学校内における問題への対応が、近年よりクローズアップされていることから、それらを支援する人員配置など、学校・子ども・保護者にとって理想的な教育環境構築を図る。
- ⑥町内の公共施設を活用し、公設塾を設置することで、新しい学びの機会を提供し学力向上を図る。

エ 社会教育

- ①集落に存在する集会施設等は、時代や住民のニーズに合わせ、計画的な統廃合・改修による維持管理費の削減に努めるとともに、持続可能なまちづくりを推進する。
- ②指導者の発掘やリーダーの育成など人材の育成に努める。
- ③住民の意向をふまえた多様な講座・教室・大会等の企画・開催に努める。
- ④ふるさと学習活動の展開や住民参加型の自主的文化芸術活動などの機会創出に努める。
- ⑤長期的・組織的に競技力向上を目指すためにも、優れた指導者の育成とスポーツ施設の整備を図る。
- ⑥いずれの施設も老朽化が懸念されるなか、不具合発生前からの計画的な保全・点検により修繕等費用の削減をするとともに、建築物本来の機能を十分に発揮させるよう努め、施設利用者の生命・健康を守る。
- ⑦生活習慣病予防などのため、スポーツイベントの開催等を通じて、町民の健康づくりを支援する。

○施設の目標

- ・学校教育施設（集約化及び長寿命化）
- ・社会教育施設（集約化及び長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
教育の振興	(1)学校教育関連 校舎	中里小学校施設長寿命化工事	町		
		武田小学校施設長寿命化工事	町		
		薄市小学校施設長寿命化工事	町		
		中里中学校施設長寿命化工事	町		
		こども小中学校建設事業	町		
	スクールバス・ポ ート	中里地域スクールバス購入事業	町		
	その他	統合型校務支援システム導入事業	町	ソフト	
	(3)集会施設、体育 施設等	公民館 集会施設	中央公民館改修事業	町	
			総合文化センター長期保全計画事業 集会施設改修事業	町 町	
		体育施設	体育センター改修事業 運動公園(野球場)改修事業	町 町	
(4)過疎地域持続的 発展特別事業	義務教育	中里地域スクールバス運行委託事業 (事業内容) 町内小・中学校のスクールバス運行を委託する。 (事業の必要性) 保護者の仕事や、遠距離などにより通学が難しい 生徒を支援するとともに、児童生徒の安全確保を図 る必要があるため。 (事業の効果) 児童生徒の安全確保が図られるとともに、登下校 に要する時間が短縮されることで、学習や部活動 等の時間が確保され、将来を担う子どもたちの人材 育成を図ることができる。	町		
		旧小泊中学校解体事業 (事業内容) 旧小泊中学校校舎の解体を実施する。 (事業の必要性) 昭和45年の建設から50年以上経過し、校舎の耐 力が喪失しているほか、雨季になると隣接する斜面 から土砂が敷地内に流入するなど放置すると危険 な状態である。 (事業の効果) 地域の住民が将来にわたり安全かつ安心な生活 を送ることができる。	町		

	その他	<p>中泊町公設塾設置事業</p> <p>(事業内容) 町内の公共施設を活用し、児童生徒を対象とした公設塾を設置する。</p> <p>(事業の必要性) 児童生徒の学力向上を図るとともに、地元を理解する活動を通じて、地元を愛し、支えていこうとする人材を育成する必要があるため。</p> <p>(事業の効果) 一人一人に応じた学習支援を継続して実施することにより、児童生徒の能力に応じたきめ細やかな学習が可能となり、個性に応じた人材育成を図ることができる。</p>		
		<p>集会施設統廃合事業</p> <p>(事業内容) 集会施設の配置見直し、統廃合により維持管理費の削減を図る。</p> <p>(事業の必要性) 統廃合により維持管理費の削減を図るとともに、老朽化した集会施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観を保全する必要があるため。</p> <p>(事業の効果) 行財政運営のスリム化・効率化を進め、安定的で持続可能な財政運営を実現することができる。また、周辺の環境整備及び景観の保全が図られ、将来にわたる良好な住環境が維持される。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

教育の振興のための施設整備にあたっては、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町における自治組織は、集落をさらに細分化した基礎集落単位に43団体が組織されているが、それを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域コミュニティの崩壊や耕作放棄地の増大、空き家等が問題となっている。しかし、人口減少の進行により、これまでの行政サービスを提供することが難しくなってくる現状を踏まえ、地域住民が互いに協力しあう相互扶助の形成が必要である。

(2) その対策

- ①集落点検の実施
- ②地区懇談会の開催
- ③兼任集落支援員の配置

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	兼任集落支援員設置事業 (事業内容) 集落支援員を設置(町内会の役員等が兼務)し、活動を通じて明らかとなった地域の実情や課題について、地域住民とともに解決に向けた施策に取り組む。 (事業の必要性) 潜在化している課題を掘り起こすとともに、共助で解決するよう支援する必要がある。 (事業の効果) 自ら発掘した課題を共助で解決する取組を通じて、集落内で問題解決を図ろうとする自主的な取組が進み、ひいては地域活力の向上に繋がることを期待される。	町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、中里城跡・柴崎城址・深郷田遺跡などのほか、先人が残した民具や伝統芸能、伝統的な祭りなど、貴重な文化財が少なくない。

博物館では、文化財に関する調査、資料整理及び保存に努めている。平成24年には、同館が体系的に収集した「津軽の林業用具」が、国登録有形民俗文化財に指定されたこともあり、今後も博物館機能の充実に努める必要がある。そのほか、町には津軽半島内で基幹的な役割を果たしている図書館があり、あわせて維持・充実に努めている。

本町尾別地区には旧家「宮越家」が所在する。主屋を中心に、文庫蔵・米蔵・離れ「詩夢庵」などの建造物と「静川園」をはじめとする庭園が所在し、いずれも百年前後の歴史を有する文化財で、なかでも離れ「詩夢庵」を装飾するステンドグラス作品は、日本におけるステンドグラスの先駆者である小川三知によって製作されたもので、彼の最高傑作であると位置づけられている。平成30年より宮越家の学術調査を開始し、同12月には「宮越家離れ」が町有形文化財（建造物）、「宮越家庭園」が町記念物（名勝）に指定、また、令和2年7月には「宮越家主屋」「宮越家文庫蔵」「宮越家米蔵」が町有形文化財（建造物）に指定され、同年11月には期間限定で一般公開を実施し、町内外から約3,000人が訪れた。

伝統芸能では、中里地域に「なにもささ保存会」、小泊地域に「網おこしはやし保存会」や「権現太鼓保存会」があり、その保存・継承に努めている。また、中里小学校の「宮川獅子舞」など、芸能保存・継承にも努力はしているが、地域全体から見れば未だ十分に保存・継承されているとはいえない状況にある。

(2) その対策

- ①伝統的行事・芸能を保護継承するため、世代間交流の活発化を図る。
- ②歴史・文化資源の適切な保存及び活用を図るため、生涯学習や生きがい対策とも連携して、調査・資料の整理、住民への啓蒙等に努めるとともに、学校教育や生涯学習等での活用を推進する。
- ③総合文化センターを活用し、芸術に触れる機会を提供する。
- ④文化活動の指導者の確保、養成に努めるとともに、各種サークル育成、活動を積極的に支援する。
- ⑤祭り、イベントの開催により郷土愛の醸成を図る。
- ⑥子どもたちの豊かな感性を育成するため、総合文化センターを活用し、芸術鑑賞の機会を提供するほか、住民の文化教養を深めるため、博物館の機能充実、図書館の蔵書増強を図りながら、収集資料のPRなどによって利用促進に努める。
- ⑦地域のグループ活動の活性化や世代間の交流のために、身近な施設の活用促進を図る。

- ⑧「静川村壮」をはじめとする宮越家文化遺産の各種整備・修復工事を実施し、保護及び公開の両立を図る。
- ⑨合併以前に開館した博物館は、中里地域の歴史展示が主であることから、小泊地域の展示スペースを新たに展開し、本町全域の歴史・文化の啓蒙に努める。

○施設の目標

- ・社会教育施設（長寿命化）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	宮越家「静川村荘」整備事業 博物館常設展示リニューアル事業	町 町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	埋蔵文化財発掘調査報告書刊行事業 (事業内容) 埋蔵文化財の発掘調査に係る成果をとりまとめ、地域文化に係る基礎資料とする。 (事業の必要性) 郷土が誇る文化財への興味・関心を涵養し、地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。 (事業の効果) 歴史文化への理解を深めることで、歴史文化を生かしたまちづくりの形成を図る。また、報告書刊行を通じて町の更なる魅力を発信することで、観光客の増加が見込まれる。	町	
		博物館活動事業 (事業内容) 地域の特性を生かした展示物の公開を行うとともに、町の歴史文化への理解を深めてもらうため、児童生徒を対象とした教育普及活動を実施する。 (事業の必要性) 郷土が誇る文化財への興味・関心を涵養し、地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、児童生徒の地元への愛着心を育成する必要がある。 (事業の効果) 歴史文化への理解を深めることで、歴史文化を生かしたまちづくりの形成を図る。また、児童生徒が地元を深く理解することで、地元を理解し、愛する心が育成される。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等のための施設等の整備にあたっては、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

世界各国が脱炭素に向けてかじを切るなか、日本においても改正地球温暖化対策指針法において2050年までに脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現が基本理念として加えられた。

再生可能エネルギー事業の推進は、循環型社会の形成のみならず、地域雇用の創出や地域活性化などの経済効果が期待され、地域振興につながることから、地域資源を最大限に活かし、効果的に進めていく必要がある。

本町においては、農業が盛んな中里地域は北西から東へ抜ける強い偏西風が吹き、かつ乱れの少ない風が吹く場所であり、漁業が盛んな小泊地域は日本海に面しており、年間を通じて強い風が吹く全国的にも稀に見る好風況地であり、まさに風力発電事業に適した町であると言える。

(2) その対策

- ①太陽光、風力、バイオマスなど、本町の地域特性を踏まえた再生可能エネルギー産業の振興、循環型社会を支える環境関連産業の振興を図る。
- ②持続可能な社会構築に向け、再生可能エネルギーの地産地消や未利用エネルギーの活用促進に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの利用の推進のための施設等の整備にあたっては、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、津軽国定公園をはじめとした自然環境に恵まれた地域である。しかし、産業発展、生活向上のための開発が進んでおり、自然の改変が見られる。このため、自然保護に十分留意した開発計画を推進する必要がある。

(2) その対策

- ①開発にあたっては環境に十分配慮し、特に国定公園や自然公園その他保護区については、保護保全を重視する。
- ②森林公園、海浜公園、岩木川親水公園、ライオン岩公園、徐福の里など、地域の中核となる公園、緑地域は、観光交流客の入り込みの視点も加味して計画的に整備・改良を進めるとともに、公園施設を活用したイベントのネットワーク開催を検討するなど、施設の活用促進に努める。
- ③地域の公園・緑化を住民の手でつくり、管理する運動を展開し、住民の緑化・美化活動の普及啓発に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な施設等の整備にあたっては、町公共施設等総合管理計画における「5. 適正管理に関する基本的な考え方」に基づき持続可能な施設整備等を行っていくこととしていることから、本計画は町公共施設等総合管理計画との整合が図られている。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	<p>移住定住促進事業 (事業内容) 起業・就業するために町に移住する者に支援金を交付する。 (事業の必要性) 地域産業における担い手の育成や地元企業の雇用の拡大を図る必要があるため。 (事業の効果) 地域産業における担い手の育成や地元企業の雇用の拡大が図られるとともに、新たな「しごと」の創生や多様な感性を持った人材の受入れを通じて地域経済が活性化する。</p>	町	地域産業における担い手の育成や地元企業の雇用の拡大が図られるとともに、新たな「しごと」の創生や多様な感性を持った人材の受入れを通じて地域経済の活性化が期待されることから、地域の持続的発展に必要な事業である。
		<p>空き家利活用事業 (事業内容) 町ホームページへ空き家・空き店舗を掲載し、移住を促す。 (事業の必要性) 移住者の増加を図り、町の定住人口又は関係人口の増加を図る必要があるため。 (事業の効果) 支援を通じて定住人口又は関係人口が増加する。</p>	町	支援を通じて定住人口又は関係人口が増加することから、地域の持続的発展に資する事業である。
	地域間交流	<p>津軽圏域連携推進事業 (事業内容) 津軽圏域DMOが実施する、観光を通じた地域づくりに向けた取組を支援する。 (事業の必要性) 人口減少が急速に進む中、関係人口や定住人口を拡大させ、地域活性化を図る必要があるため。 (事業の効果) 圏域全体の地域資源が整理され、町の観光推進体制の充実、観光産業の活性化が図られるとともに、取組を通じて町の関係人口や定住人口が増加する。</p>	町	圏域全体の地域資源が整理され、町の観光推進体制の充実、観光産業の活性化が図られるとともに、取組を通じて町の関係人口や定住人口が増加することから、地域の持続的発展に必要な事業である。
	その他	<p>人口減少社会に対応した町づくりプラン策定事業 (事業内容) 今後加速が予想される人口減少社会を見据えつつ、持続的発展に向けた「新たなまちづくり」に関する計画を策定する。 (事業の必要性) 人口減少克服に向けた取組を着実に進め、持続可能で安定した人口構造への転換を図る必要があるため。 (事業の効果) 計画策定により、人口減少克服に向けた取組を着実に進め、持続可能で安定した人口構造への転換が図られる。</p>	町	計画策定により、人口減少克服に向けた取組を着実に進め、持続可能で安定した人口構造への転換が図られることから、地域の持続的発展に必要な事業である。

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>稲わら有効利用推進事業 (事業内容) 圏域自治体において、稲わら焼却防止重点地域を指定した上で、周知活動や有効利用に向けた各種支援を行う。 (事業の必要性) 稲わら焼き等の煙による大気汚染を防止するとともに、住民の健康被害を防止する必要があるため。 (事業の効果) 大気汚染の防止により、安全・安心な住民生活を確保するとともに、稲わらの有効活用を通じて資源循環システムが構築される。</p>	町	大気汚染の防止により、安全・安心な住民生活を確保するとともに、稲わらの有効活用を通じて資源循環システムが構築されることから、地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>漁業担い手育成推進事業 (事業内容) 漁業の後継者育成や新規漁業者の獲得に向け、地域の子どもたちへ漁業について学ぶ場を提供する。 (事業の必要性) 人口減少が急速に進む中、基幹産業である漁業においても、後継者不足や新規就業者が不足しており、人材育成・確保が急務のため。 (事業の効果) 新たな人材の育成・確保を通じて漁業全体が活性化され、更なる担い手の確保にも繋がる。</p>	町	新たな人材の育成・確保を通じて漁業全体が活性化され、更なる担い手の確保がことから、地域の持続的発展に資する事業である。
	商工業	<p>地域小規模事業振興対策事業 (事業内容) 小規模事業者を対象に、事業の活性化や販売力強化策等をテーマとした各種相談指導や講演会等を実施する。 (事業の必要性) 小規模事業者の販売力強化を通じて、地元商店街を中心とした地域経済の活性化を図る必要があるため。 (事業の効果) 小規模事業者の販売力強化を図ることにより、事業者の所得向上が図られるとともに、商店会が活性化し、個性にあふれた魅力ある街づくりにも資する。</p>	町	小規模事業者の販売力強化を図ることにより、事業者の所得向上が図られるとともに、商店会が活性化し、個性にあふれた魅力ある街づくりにも資することから、地域の持続的発展に資する事業である。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>路線バス運行補助事業 (事業内容) 地域路線バス運行事業者が運行する不採算バス路線に対し、支援を行う。 (事業の必要性) 地域住民の日常生活に必要な交通路線を確保する必要があるため。 (事業の効果) 不採算バス路線への支援により地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。</p>	町	不採算バス路線への支援により地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。また、移動手段の確保により集落の維持も図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>地域コミュニティバス運行事業 (事業内容) 飛び地合併により生じた拠点間の移動、買い物、通院・通学等のために地域路線バス運行事業者が運行する不採算バス路線に対し、支援を行う。 (事業の必要性) 地域住民の日常生活に必要な交通路線を確保する必要があるため。 (事業の効果) 不採算バス路線への支援により通院や通学等をはじめとする地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。</p>	町	<p>不採算バス路線への支援により通院や通学等をはじめとする地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。また、移動手段の確保により集落の維持も図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	交通施設維持	<p>橋りょう定期点検事業 (事業内容) 長寿命化修繕計画(個別施設計画等)に基づき、定期点検を実施する。 (事業の必要性) 橋りょうに係るメンテナンスサイクルを確立させ、道路交通及び地域住民の安全を確保する必要があるため。 (事業の効果) 道路交通及び地域住民の安全を確保するとともに、今後増大が見込まれる橋りょうの修繕、架替えに要する経費のコスト削減を図ることが可能となる。</p>	町	<p>道路交通及び地域住民の安全を確保するとともに、今後増大が見込まれる橋りょうの修繕、架替えに要する経費のコスト削減を図ることが可能となる。</p>
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	<p>防災情報提供システム(防災カメラ)設置事業 (事業内容) 現在設置している防犯情報提供システム(防災カメラ)を、より適正な場所へ移設する。 (事業の必要性) 現在設置している建物が老朽化しており、倒壊の危険性があることから、速やかに移設を行う必要がある。 (事業の効果) 防災情報をより的確に取得できる位置に移設することで、災害の状況・情報を住民へ正確に提供可能となり、住民の安全を守ることができる。</p>	町	<p>防災情報をより的確に取得できる位置に移設することで、災害の状況・情報を住民へ正確に提供可能となり、住民の安全を守ることができる。</p>
	その他	<p>公共施設等総合管理計画更新事業 (事業内容) 町の公共施設等総合管理計画を更新する。 (事業の必要性) 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画を更新する必要があるため。 (事業の効果) 行財政運営のスリム化・効率化を進め、安定的で持続可能な財政運営を実現することが可能となる。</p>	町	<p>行財政運営のスリム化・効率化を進め、安定的で持続可能な財政運営を実現することが可能となることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児・子ども医療費給付事業 (事業内容) 乳幼児から高校生までの医療費を無料とする。 (事業の必要性) 町の定住人口の増加を図るためには、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行う必要があるため。 (事業の効果) 住民が安心して子育てできる環境が形成されることで、町の定住人口の増加が見込まれる。	町	住民が安心して子育てできる環境が形成されることで、町の定住人口の増加が見込まれることから、地域の持続的発展に資する事業である。
		乳幼児・子どもインフルエンザ予防接種事業 (事業内容) 乳幼児から高校生までのインフルエンザ予防接種費用を無料とする。 (事業の必要性) 町の定住人口の増加を図るためには、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行う必要があるため。 (事業の効果) 住民が安心して子育てできる環境が形成されることで、町の定住人口の増加が見込まれる。	町	住民が安心して子育てできる環境が形成されることで、町の定住人口の増加が見込まれることから、地域の持続的発展に資する事業である。
	高齢者・障害者福祉	高齢者インフルエンザ予防接種事業 (事業内容) 高齢者を対象にインフルエンザ予防接種費用を無料とする。 (事業の必要性) 高齢者の重症化リスクを低減するとともに、まん延防止措置を図る必要がある。また、地域社会の中で安心して生活できる環境づくりを行う必要があるため。 (事業の効果) 重症化リスクが低減され、高齢者が健やかに生活することが可能となる。	町	重症化リスクが低減され、高齢者が健やかに生活することが可能となる。また、高齢者の健康が保持されると基幹産業である農業などへの就業も可能となるほか、社会活動をはじめとする生きがいづくりにも参加し、社会貢献を図ることができることから、地域の持続的発展に資する事業である。
	その他	地域の見守り活動推進事業 (事業内容) 町内会が主体的に実施する、見守りが必要な住民への支援や住民同士の支え合いに関する活動を支援する。 (事業の必要性) 住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、持続的発展を図るための各種行政サービスに加え、町内会が地域の課題を見つけて主体的に実施する取組(共助)も必要であり、共助の推進に向けた取組を活性化させる必要があるため。 (事業の効果) 共助に向けた取組が進むことにより、地域住民が共に支え合い、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことが可能となる。	町	共助に向けた取組が進むことにより、地域住民が共に支え合い、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことが可能となることから、地域の持続的発展に資する事業である。

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>医師確保対策事業 (事業内容) 自治体病院の医師確保対策に係る経費について、負担金として支出する。 (事業の必要性) 西北地区の医療の中核的機能確保のために必要である。 (事業の効果) 医師確保対策を通じて、高度な医療の実施に必要な体制が確保されるとともに、地域住民の命が守られる。また、住民一人ひとりの健康寿命の増進にも繋がる。</p>	つがる 西北五 広域連 合及び 町	<p>高度な医療の実施に必要な体制が確保されるとともに、地域住民の命が守られ、また、住民一人ひとりの健康寿命の増進にも繋がることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	その他	<p>医師確保対策事業 (事業内容) 診療所の医師確保対策に係る経費を支出する。 (事業の必要性) 地域の実情に応じた初期救急医療体制の整備を図るために必要であるため。 (事業の効果) 医師確保対策を通じて、健康格差が是正され、住民一人ひとりの健康寿命の増進に繋がる。</p>	町	<p>健康格差が是正され、住民一人ひとりの健康寿命の増進に繋がることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>中里地域スクールバス運行委託事業 (事業内容) 町内小・中学校のスクールバス運行を委託する。 (事業の必要性) 保護者の仕事や、遠距離などにより通学が難しい生徒を支援するとともに、児童生徒の安全確保を図る必要があるため。 (事業の効果) 児童生徒の安全確保が図られるとともに、登下校に要する時間が短縮されることで、学習や部活動等の時間が確保され、将来を担う子どもたちの人材育成を図ることができる。</p>	町	<p>登下校に要する時間が短縮されることで、学習や部活動等の時間が確保され、将来を担う子どもたちの人材育成を図ることができる。また、保護者についても、身体的、経済的負担が軽減されることで、少子化の改善が期待されることから、持続的発展に資するものである。</p>
		<p>旧小泊中学校解体事業 (事業内容) 旧小泊中学校校舎の解体を実施する。 (事業の必要性) 昭和45年の建設から50年以上経過し、校舎の耐力が喪失しているほか、雨季になると隣接する斜面から土砂が敷地内に流入するなど放置すると危険な状態である。 (事業の効果) 地域の住民が将来にわたり安全かつ安心な生活を送ることができる。</p>	町	<p>適正な教育効果を得るための小中一貫校の建設に伴い、老朽化した旧校舎の解体作業を行うもので、周辺住民の安全確保や環境整備を図ることができることから、地域の持続的発展に資する事業である。</p>

	その他	<p>中泊町公設塾設置事業</p> <p>(事業内容) 町内の公共施設を活用し、児童生徒を対象とした公設塾を設置する。</p> <p>(事業の必要性) 児童生徒の学力向上を図るとともに、地元を理解する活動を通じて、地元を愛し、支えていこうとする人材を育成する必要があるため。</p> <p>(事業の効果) 一人一人に応じた学習支援を継続して実施することにより、児童生徒の能力に応じたきめ細やかな学習が可能となり、個性に応じた人材育成を図ることができる。</p>	町	一人一人に応じた学習支援を継続して実施することにより、児童生徒の能力に応じたきめ細やかな学習が可能となり、個性に応じた人材育成を図ることができる。また、地元を理解する活動を通じて、地元を支えていこうとする人材が育成されることから、地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>集会施設統廃合事業</p> <p>(事業内容) 集会施設の配置見直し、統廃合により維持管理費の削減を図る。</p> <p>(事業の必要性) 統廃合により維持管理費の削減を図るとともに、老朽化した集会施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観を保全する必要があるため。</p> <p>(事業の効果) 行財政運営のスリム化・効率化を進め、安定的で持続可能な財政運営を実現することができる。また、周辺の環境整備及び景観の保全が図られ、将来にわたる良好な住環境が維持される。</p>	町	統廃合により安定的で持続可能な財政運営を実現することができ、また、解体を通じて建築部材の飛散を防止し、周辺住民の安全確保や環境整備を図ることができることから、地域の持続的発展に資する事業である。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>兼任集落支援員設置事業</p> <p>(事業内容) 集落支援員を設置(町内会の役員等が兼務)し、活動を通じて明らかとなった地域の実情や課題について、地域住民とともに解決に向けた施策に取り組む。</p> <p>(事業の必要性) 潜在化している課題を掘り起こすとともに、共助で解決するよう支援する必要がある。</p> <p>(事業の効果) 自ら発掘した課題を共助で解決する取組を通じて、集落内で問題解決を図ろうとする自主的な取組が進み、ひいては地域活力の向上に繋がることが期待される。</p>	町	自ら発掘した課題を共助で解決する取組を通じて、集落内で問題解決を図ろうとする自主的な取組が進み、ひいては地域活力の向上に繋がることが期待されることから、地域の持続的発展に資する事業である。
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>埋蔵文化財発掘調査報告書刊行事業</p> <p>(事業内容) 埋蔵文化財の発掘調査に係る成果をとりまとめ、地域文化に係る基礎資料とする。</p> <p>(事業の必要性) 郷土が誇る文化財への興味・関心を涵養し、地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。</p> <p>(事業の効果) 歴史文化への理解を深めることで、歴史文化を生かしたまちづくりの形成を図る。また、報告書刊行を通じて町の更なる魅力を発信することで、観光客の増加が見込まれる。</p>	町	歴史文化への理解を深めることで、歴史文化を生かしたまちづくりの形成を図る。また、報告書刊行を通じて町の更なる魅力を発信することで、観光客や関係人口の増加も見込まれることから、地域の持続的発展に資する事業である。

		<p>博物館活動事業</p> <p>(事業内容) 地域の特性を生かした展示物の公開を行うとともに、町の歴史文化への理解を深めてもらうため、児童生徒を対象とした教育普及活動を実施する。</p> <p>(事業の必要性) 郷土が誇る文化財への興味・関心を涵養し、地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、児童生徒の地元への愛着心を育成する必要がある。</p> <p>(事業の効果) 歴史文化への理解を深めることで、歴史文化を生かしたまちづくりの形成を図る。また、児童生徒が地元を深く理解することで、地元を理解し、愛する心が育成される。</p>	町	歴史文化への理解を深めることで、歴史文化を生かしたまちづくりの形成を図る。また、児童生徒が地元を深く理解することで、地元を理解し、愛する心が育成されることから、地域の持続的発展に資する事業である。
--	--	--	---	--